

令和4年度  
市町村別 移住・定住支援制度一覧  
4月時点

岡山県 県民生活部  
中山間・地域振興課

# 各市町村別 移住・定住支援制度一覧

## 目 次

一	岡倉津玉笠井総高新備瀬	市 覧	P 1
	赤真美浅和早里矢新鏡勝奈	市	P 2 ~ P3
	戸 内	市	P 4
	磐庭作口氣島庄掛庄野央義	市	P 5 ~ P8
	山敷山野岡原社梁見前	市	P 9 ~ P11
	村 町	市	P 12 ~ P13
	倉 南	市	P 14 ~ P15
	粟 米	市	P 16
	咲 中	市	P 17 ~ P18
	央 央	市	P 19 ~ P20
	吉 備	市	P 21 ~ P24
		町	P 25 ~ P26
		町	P 27 ~ P28
		町	P 29 ~ P30
		町	P 31 ~ P32
		町	P 33
		町	P 34 ~ P36
		町	P 37
		町	P 38 ~ P39
		町	P 40 ~ P42
		町	P 43
		町	P 44 ~ P46
		町	P 47 ~ P50
		町	P 51
		町	P 52
		町	P 53 ~ P54
		町	P 55
		町	P 56 ~ P58

## 各市町村別 移住・定住支援制度一覧(令和4年度)

	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアイ		移住・定住支援制度					空き家情報	
			東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
岡山市	市民協働企画総務課 移住定住支援室	○	○	○	○	①6/24 ②9/11 ③11月(予定) ④2/5	①オンライン ②大阪 ③オンライン ④東京	8/13-14 9/17-18	一泊二日 (予定)	○	○	○		○	○	○
倉敷市	くらしき移住定住推進室	○	○	○	○	○ (時期未定)		○ (時期未定)	現地・オンライン	○				○		
津山市	津山ぐらし移住サポートセンター	○	○	○	○	①6/11 ②11/19	①②シティ・プラザ及びオンライン	秋季	1日 (オンライン)	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	総合政策課たまのくらし 推進室	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
笠岡市	定住促進センター	○		○		毎月 第2土曜日	市役所 ZOOM	随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○
井原市	企画振興課			○						○	○	○	○	○	○	○
総社市	魅力発信室			○						○	○				○	○
高梁市	住もうよ高梁推進課	○	○	○	○	未定	未定	未定	未定	○	○	○	○	○	○	○
新見市	移住・定住推進課	○	○	○	○			オーダーメイドツアーアのため随時実施	オーダーによる	○	○	○	○	○	○	○
備前市	都市計画課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	企画振興課	○	○	○	○			随時 実施主体 瀬戸内市移住 交流促進協議会	希望応じて 個別対応 (基本コースあり)	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市	政策推進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
真庭市	真庭市交流定住センター	○	○	○	○	未定 (決定次第交 流定住サイト で紹介)		1組様から常時 受付	ご本人との打ち 合わせで決定	○	○	○	○	○	○	○
美作市	企画情報課									○	○	○	○	○	○	○
浅口市	企画財政部地域創造課		○	○	○					○		○		○	○	○
和気町	総務部まち経営課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○
早島町	まちづくり企画課			○						○	○	○	○	○	○	○
里庄町	企画商工課				○								○	○		
矢掛町	産業観光課									○	○	○	○	○	○	○
新庄村	総務企画課									○	○	○	○	○	○	○
鏡野町	まちづくり課	○	○	○	○			未定		○	○	○	○	○	○	○
勝央町	総務部元気なまち推進室	○	○	○	○			未定	未定	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	情報企画課					未定	未定			○	○	○	○		○	○
西粟倉村	総務企画課									○	○	○	○	○	○	○
久米南町	産業振興課		○	○				未定	未定	○	○	○	○	○	○	○
美咲町	地域みらい課	○		○	○					○	○	○	○	○		○
吉備中央町	定住促進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○

市町村名	岡山市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度				空き家情報			
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
市民協働企画総務課 ・移住定住支援室	○	○	○	○	①6/24 ②9/11 ③11月(予定) ④2/5	①オンライン ②大阪 ③オンライン ④東京	8/13-14 9/17-18	一泊二日 (予定)	○	/	○	○	/	○	○	○

## 1 移住相談窓口

担当者名	連絡先
移住定住支援室	山根 輝久 086-803-1335

## 2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
おかやまぐらし相談センター	中村養子(東京) 和田隆(大阪)	0120-936-751(東京) 0120-936-708(大阪)
主な業務	移住相談、就職のあっせん	

## 3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
H27	民間賃貸物件	最長6か月	22組	21組

## 4 市町村主催の体験ツアーアー

【ツアーオの概要】  
 おかやまぐらし移住下見ツアー(8月13日~14日、9月17日~18日開催予定・参加費未定)  
 先輩移住者や移住支援団体等との交流  
 市内企業の見学  
 地元スーパーや商店街、街並みの見学

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	UIJターン希望者のための民間賃貸物件を活用したお試し住宅提供事業	<p>民間の賃貸物件を活用し、県外から岡山市へ移住・定住を希望される方、二拠点居住をされる方を対象として、お試し住宅を利用する費用の一部を補助</p> <p>○対象者          　・1年以上岡山県外在住で、本市へ移住または二拠点居住される方(転勤、結婚又は進学以外であること)          　・官公庁から住宅に係る補助金や公的扶助を、企業等から住宅手当を受けていない方          　・暴力団構成員ではない方          　・岡山市税を滞納していない方</p>	<p>●家賃補助(上限33,000円)          　・家賃が15,000円以内 → 全額自己負担          　・家賃が48,000円未満 → 家賃から15,000円を差し引いた金額を補助          　・家賃が48,000円以上 → 33,000円を補助</p> <p>●仲介手数料(上限48,000円)          　●家賃保証料(上限48,000円)          　○期間:最長6か月</p>
起業	スタートアップ支援拠点「ももスタ」運営事業	起業を志す方等対象に支援する拠点「ももスタ」を運営。定期的にイベントやプログラムを開催し、スタートアップ企業の創出・成長を支援します。	○場所 ももスタ(岡山市北区駅前町一丁目8番18号ICOTNICOT2階)
	創業資金融資(新規開業の際の資金)	<p>新規開業等に際し資金を必要とする方に対して融資を行っています。</p> <p>○申し込みができる方          　市内において新たに事業を開始するもの、または市内において事業を開始し5年を経過していないもので、下記のいずれかに該当するもの          　1. 事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する個人          　2. 事業を営んでいない個人が事業を開始し、その開始した日以後5年を経過していない個人          　3. 事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する個人          　4. 事業を営んでいない個人によって設立された会社であって、その設立日以後5年を経過していない会社          　5. 中小企業者である会社が、新たに会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する会社          　6. 中小企業者である会社が、新たに設立した会社であって、その設立日以後5年を経過していない会社          　7. 2に該当するものが、法人成りによって新たに設立した会社</p>	<p>○限度額 1500万円          　○融資の期間 10年以内          　○利率 1.19%          　○保証料 年0.7%</p>
就農	UIJターン園芸農業者支援事業	<p>UIJターンにより岡山市に移住し、園芸農業を始める方に対して、就農の初期投資として農業機械等の購入費用を補助</p> <p>○対象者          　・主として従事する方が18歳以上          　・県外から岡山市に移住した方          　・既に農地の権利を取得した又は移住日から3年以内に農地の権利を得得した方          　・移住日から3年を経過する日の属する年度内に、UIJターン就農計画の認定を受けた方          　・一定の農業技術を習得した方          　・青年就農給付金(経営開始型)の受給歴がなく、補助金の交付を受ける年度内に青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けない方</p>	<p>○補助対象経費          　・農業用機械、施設、資材          　○補助率          　・1/2以内(補助金上限100万円)。ただし、経営農地の過半を親族から権利取得している場合は補助金上限50万円)</p>

住宅	移住者・二拠点居住者向け 中古住宅購入・リフォーム補助事業	<p>岡山市に移住または二拠点居住をされる方を対象に、中古住宅の購入、リフォームの費用の一部を補助します。</p> <p>○対象者 (移住される方) ・令和4年4月1日以降に岡山市に転入し、転入の直前に岡山県外に1年以上住民票があつた方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある方</p> <p>(二拠点居住される方) ・令和4年4月1日以降に岡山市で二拠点居住し、二拠点居住開始の直前に岡山県外に1年以上住民票がある方(あらかじめ届け出が必要) ・岡山市内の拠点で水道を常時利用される方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市で二拠点居住をされる予定がある方 (移住・二拠点居住される方共通) ・理由が転勤、進学以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p>	○中古住宅の購入費用、リフォームの工事費用、購入・リフォームに関連する附帯工事にかかった費用（購入の場合30万円、リフォームの場合20万円、併用可）
子育て	シルバー世代産前産後応援事業	<p>研修を受けた60歳以上のシルバー世代（支援者）が、妊娠中や産後のお母さん（利用者）の家事や育児をサポートします。</p> <p>○対象者 市内在住で出産予定日の1か月前から出産日の5か月後までの妊産婦の方 ※以下の妊産婦の方は、出産予定日の1か月前から出産日の12か月後まで ・双子や三つ子などの多胎児の妊産婦の方 ・出産予定日において、5歳以下の子供（胎児を含む）が3人以上いる多子世帯の妊産婦の方</p>	<p>○利用料 500円/時間（支援内容によつて別途実費をいただく場合あり）</p> <p>○利用時間・回数 1回2時間まで（1日2回まで可）、期間内に合計30回まで ※多胎児・多子世帯の妊産婦の方は、期間内に合計65回まで ※原則として、年末年始（12月29日から1月3日）を除く8:00～19:00の間</p>
	こんにちは赤ちゃん事業	研修を受けた地域の愛育委員さんが絵本のプレゼントと、読み聞かせ・相談窓口などの子育て支援情報を持って、生後4か月ごろまでの赤ちゃんのお宅を訪問します。	
	ファミリー・サポート・センター	お子さんを預けたい方（依頼会員）と、お子さんを預かる方（提供会員）とを仲介する事業です。 ○依頼会員（子育ての応援をしてほしい方） 岡山市在住の方で、おおむね生後3か月から小学生の子どもをお持ちの方。	<p>○利用料金 ・平日の午前7時から午後7時までの利用：1時間700円 ・土日祝、平日の上記以外の時間での利用：1時間900円 ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）の利用：1時間900円 (会員登録費や会費は不要)</p>
その他	UIJターン希望者の就職・転職活動支援事業	<p>UIJターン希望者が岡山市内の企業の面接を受ける際の交通費の一部を補助</p> <p>○対象者 ・岡山県外在住の方 ・就職・転職活動の一環として、岡山市内の企業面接を受ける方※公務員試験は原則対象外 ・雇用形態が正社員、契約社員又は嘱託社員となる方 ・面接会場まで鉄道、飛行機、高速乗合バスを往復利用する方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p>	<p>○鉄道・飛行機・高速乗合バス代の往復分の半額を補助（上限16,000円、下限2,000円）</p> <p>○一人につき2回/年まで利用可能</p>
	テレワーカーのインターネット通信環境整備補助事業	テレワークにより岡山県外から市があらかじめ指定した対象地域に移住した方を対象に、インターネット通信環境整備に要する費用及び通信費を補助	○通信環境整備に要する経費及び通信に要する経費（最大12か月分）を補助（最大10万円）
	岡山市移住支援金事業	<p>東京圏から岡山市に移住し、就業要件を満たす場合に補助金を交付</p> <p>○対象者 ・転入する直前10年間のうち通算5年以上、且つ直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方 ・転入後3か月以上1年以内であり、5年以上岡山市に居住する意思がある方 ・次のいずれかの就業要件を満たす方 (1)岡山県が運営管理しているマッチングサイトの移住支援金対象求人に新規就業した3か月以上在職、5年以上継続して勤務する意思を有している方 (2)岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金交付決定を受けて1年以内の方 (3)プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した方 (4)テレワークを利用し、自己の意思により移住される方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方</p>	<p>○単身で移住した世帯:60万円 2人以上で移住した世帯:100万円 18歳未満の世帯員1人につき30万円加算</p>

市町村名	倉敷市																
	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報 うち空き 家情報シ ス템利 用			
くらしき移住定住推進室		○	○	○	○	(時期未定)	○	(時期未定)	現地・オンライン	○	○	○	○				
1 移住相談窓口		担当部課			担当者名		連絡先										
2 移住専門相談員の有無	有	無				名称		氏名		連絡先							
3 お試し住宅の有無	有	無				移住支援コーディネーター		矢木 恵子		086-426-3153							
4 市町村主催の体験ツアー	<p>【ツアーオブリボル】        ●くらしき魅力体験ツアー（仮称）        参加希望者の要望に応じ、セミオーダー型の移住体験ツアー。        開催時期は未定。</p> <p>倉敷移住オンラインツアーオンラインによる倉敷の魅力発信及び先輩移住者の生活を紹介。        参加者と出演者の交流が図られるようなイベントの実施。        年度内2回開催予定。</p>																
5 移住・定住支援制度	区分	名 称		目的・対象者・要件等					助成内容等								
お試し住宅等		倉敷・流域お試し住宅		目的:高梁川流域圏域内の就職・住宅探し等、あるいは風土及び日常生活を体験する。 対象:高梁川流域圏域内に移住を検討している者  *お試し住宅利用者を対象に、事前予約制で「ミニ移住相談会」と「市内案内」を実施している。(無料／NPO団体事業委託して実施。)					1泊1,000円(自転車利用) *緊急事態宣言発令都道府県及びまん延防止等重点措置対象地域からの利用は原則中止								
起業																	
就農																	
住宅																	
子育て		就労支援制度 「くらしき移住就労サポートデスク」		県外に在住し倉敷市内の企業等への就職を希望する大学生などの若者や東京圏及び大阪圏をはじめとする大都市圏からの移住希望者に、倉敷市内の企業等への就職相談対応を行う。					東京・大阪に倉敷市への移住検討者向けの就労支援窓口を設置し、就職支援のマッチング業務を行。(窓口・電話・メール・オンライン対応)								
移住支援制度の支給		東京圏・大阪圏在住で倉敷市への移住を希望する方が、倉敷市内で採用面接や住居探しなどの移住活動を行う場合に交通費の一部を支給する。 *採用面接日以前にくらしき移住定住推進室又はくらしき移住就労サポートデスクへ事前登録必要。 *住居探しの場合、出発7日前までにくらしき移住定住推進室またはくらしき移住就労サポートデスクで活動計画の提出・確認が必要。 *住居探しの場合、現地活動期間中にくらしき移住定住推進室及び、不動産業者への訪問が必要。		採用面接や住居探しに係る交通費の半額 *鉄道、航空機(東京圏のみ)、高速バス利用料金に限る。(円未満切り捨て) 東京圏に在住者 16,000円上限 大阪圏に在住者 6,000円上限 *1人2回まで(ただし、住居探しの場合は1回)													
移住支援金の支給		東京23区から倉敷市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方 ・関係人口に該当する方が新規就職または起業した場合		東京世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円													
テレワーク移住支援補助金の支給		県外から倉敷市へ転入し、テレワークにより引き続き転入前の業務を継続する方を対象にテレワーク移住支援補助金を支給する。		対象経費:転入にかかる経費及びテレワーク環境整備にかかる費用 補助額 2人以上の世帯 上限30万円 単身世帯 上限20万円 *1回限り													
介護保険事業所及び保育園等への就職支援金の支給		所定の資格を持たれた方で、県外から倉敷市へ転入して倉敷市内の介護保険事業所で就職された方又は、三大都市圏から倉敷市へ転入して、私立保育園等へ就職された方を対象に就職支援金を支給する。		一人10万円 *1回限り													
コワーキングスペース「Co-Creation倉敷児島」		多様な立場の利用者が倉敷市児島を中心とする織維産地の企業などと対話をしながら、新しい価値を共に創ることを目指してコワーキングスペースとして整備。仕事や打ち合わせスペースとして利用可能。Wi-Fiと電源を完備している。		利用に際して会員登録が必要(有料／無料) 有料会員 入会金5,500円 平日利用料金 8,800円／月 全日利用料金 11,000円／月 無料会員 1,100円／日、550円／3h													
アレルギー対応		アレルギーのある園児・児童・生徒		入学時の申請書類にアレルギーの有無を記入してもらうとともに、診断書を提出してもらい、栄養士等を踏まえて個別の対応を協議する。 原則、アレルギー源の除去のみ。代替食の提供は無し。(学校園毎の対応)													

市町村名	津山市																		
	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報					
津山ぐらし移住サポートセンター		○	○	○	○	①6/11 ②11/19	①②シティ・プラザ及びオンライン	秋季	1日 (オンライン)	○	○	○	○	うち空き家情報システム利用					
1 移住相談窓口		担当部課			担当者名		連絡先												
2 移住専門相談員の有無	有	津山ぐらし移住サポートセンター（仕事・移住支援室）			松本 博志		0868-24-3787												
3 お試し住宅の有無	有	名称			氏名		連絡先												
		IJUコンシェルジュ			石坂 めぐみ・杉山多恵子		0868-24-3787												
		主な業務			移住・定住の相談対応、移住・定住に関する情報発信														
4 市町村主催の体験ツアーア		【ツアーの概要】 移住や多拠点居住を検討している方に、津山市で暮らしの様子などをオンラインで体感してもらう。この中で、移住希望者が地域住民との座談会やワークショップを通じて津山市の魅力に触れることで、移住促進へと繋げていく。 ○募集対象：津山市への移住を検討中方など ○参加費：未定																	
5 移住・定住支援制度※暫定予算につき、予算成立後に見直し予定	区分	名称	目的・対象者・要件等								助成内容等								
お試し住宅等	あば村お試し住宅	阿波地域における定住促進、地域活性化のため、旧小学校職員住宅を市が地域協議会（あば村運営協議会）に貸し付け、「お試し住宅」として協議会が管理・運営している。 ○対象者：阿波地域への移住を希望し、自治活動等へ参加する意思のある者	○使用料 ・世帯用(2LDK)20,000円／月 ・単身用(1DK)15,000円／月 ○利用可能期間 原則1月～1年																
	トライアルステイ	津山市への移住者、関係人口候補者の増加や移住希望者のスムーズな移住定住を図ることを目的に、津山市の生活環境の体験、住まい探しや仕事探しを行った短期間のお試し暮らしを移住希望者が実施できるよう、拠点となるお試し住宅の整備・管理運営を行うとともに、IJUコンシェルジュが利用者に対し相談の対応や市内案内等トライアルステイのコーディネートを行います。	○利用期間 3日～14日以内 ○体験料 3～7日以内 10,000円 8～14日以内 20,000円 ○設備等 ・家具家電付き ・自転車の貸し出しあり。 ・敷地内に駐車場あり ※ただし、寝具や食料等の消耗品は利用者が用意。																
	サテライトオフィス設置・創業等サポート補助金	○市内で創業や第二創業を目指す方やサテライトオフィス設置を検討する事業者様を対象に、事業の立ち上げに必要な建物の改修費、事務機器等購入費を一部補助します。  ◆補助対象経費： 市外の中小企業者が、サテライトオフィスを設置、UIターン創業希望者、市内の創業希望者（第二創業含む）が、新規性・独創性・優位性のある事業計画（3年以上）を有し、市内に新たに事務所を開設する際に係る費用（ただし、サテライトオフィスの設置については、センターが定める下記業種、業態、かつ1名以上の雇用が条件）  ※センターが認める業種・業態 (1)IT(情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業) (2)設計(機械設計業、建築設計業)  ○オフィスの概要 津山市二階町の複合施設「INN-SECT」の3階は、会員様限定のシェアオフィスとなっており、開放的なオープンスペースと個室オフィス1室を24時間自由に使っていただけます。住所利用や法人登記も可能です。	◆補助額： (1)事務機器等購入費…補助率1/2以内 (上限50万円)  (2)改修費…補助率1/2以内(上限200万円) ※常勤の正社員2名以下の場合は、改修費100万円、設備費25万円が上限額となります。																
	INN-SECT	【月額利用料】 49,500円(共益費込)  【設備】 高速Wi-Fi(300～400Mbps以上)、コンセント  URL: <a href="https://inn-sect.com/">https://inn-sect.com/</a> 場所: 津山市二階町29	利用希望の方は レブタイル様まで TEL: 0868-35-2405																

	Ziba Platform (ジバ プラットフォーム)	<p><b>[オフィスの概要]</b> Ziba Platform(ジバ プラットフォーム)は2階をシェアオフィスとして利用できます。(机やネット環境も整っています) 1階スペースはシェアスペースとなっており、ワークショップやイベント会場としての利用や、キッチンを利用したカフェ開業希望の方向けのテストキッチン利用(ポップアップ)を行うこともできます。</p> <p>◆シェアオフィス利用料 [ワンフロア利用(1階/2階)] 1,000円(1時間)7,000円(営業時間内終日) ※1Fはワンドリンク注文で1時間以内無料で利用可能 (貸切ではありません。)</p> <p>◆設備 コピー機、Wi-Fi、電源完備等(備品設置は要相談)、プロジェクター、スクリーン</p> <p>URL : <a href="http://npomec.or.jp/">http://npomec.or.jp/</a> 場所 : 津山市山下46-19</p>	利用希望の方は (特非)マルイ・エンゲージメントキャピタルまで TEL0868-32-8801
	津山鶴山ホテル	<p><b>[オフィスの概要]</b> オフィス仕様の完全個室の空間で仕事ができます。 宴会場・会議室(有料)を使用した勉強会、講演会、懇親会、展示会を併せて開催することも可能です。</p> <p>◆オフィス利用料 1日 4,500円~/室、1週間 27,000円~/室、1ヶ月 154,000~/室</p> <p>◆設備 専用インターネット回線、Wi-Fi、モニター(27インチ、カメラ有り)、空気清浄機(加湿機能付き)、ケトル、冷蔵庫、複合機など ※個室によって設備の内容は異なります。</p> <p>URL : <a href="https://kakuzan-hotel.co.jp/satellite-office/">https://kakuzan-hotel.co.jp/satellite-office/</a> 場所 : 津山市東新町114-4</p>	利用希望の方は 津山鶴山ホテルまで TEL0868-25-2121
	COTOYADO	<p><b>[オフィスの概要]</b> 複合商業施設アルネ・津山内にあるテレワークオフィスです。大きさが異なる7つの部屋があり、ポスト設置や法人登記、荷物代理受け取りも可能です。 また、集中できる半個室ブースと打ち合わせができるテーブル席・ソファ席があり、会議室を利用(オフィス契約者のみ)することもできます。</p> <p>◆オフィス利用料 《個人》 日中(10:00~19:00) 1,100円/日、夜間(19:00~22:30) 1,980円/日 月会員日中 16,500円/月、月会員夜間 27,500円/月 ※法人利用料などその他料金はホームページでご確認ください。 《サテライトオフィス契約》 C(面積18.12m<sup>2</sup>)90,200円/月~ ※その他の部屋や詳細についてはホームページでご確認ください。</p> <p>◆設備 《サテライトオフィス》Wi-Fi、電源 《共有スペース》カフェスペース、ライブラリー、コピー機、ロッカー、プロジェクター、マイク</p> <p>URL : <a href="https://www.tsuyama-terework.jp/cotoyado">https://www.tsuyama-terework.jp/cotoyado</a> 場所 : 津山市新魚町17</p>	利用希望の方は COTOYADOまで TEL0868-32-8880
就農	トライアルワーク	津山圏域外から農業体験希望者を募集し、受入団体とマッチングする。	
住宅	<p>津山市住まい情報バンク</p> <p>空き家活用定住促進事業補助金 (購入者)</p> <p>空き家活用定住促進事業補助金 (所有者)</p>	<p>一般社団法人岡山県宅地建物取引業協会と一般社団法人岡山県不動産協会が開設する「住まいの岡山」内に、「津山市住まい情報バンク」を開設し、「住まいの岡山」内に登録されている物件のうち、津山市内の空き物件を抽出して情報を提供</p> <p>空き家を購入する移住者に対し、購入費や改修費の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・転入の直近5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していないこと ・空き家の所有権を有する人が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・申請年度の3月31日までに該当空き家の居住が可能であること ・空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上定住する意思がある人 ・暴力団員でないこと ・空き家の改修の場合は、空き家の売買契約と同時にその改修を行う人</p> <p>売却した空き家所有者に、物件流動奨励金と片付けにかかる費用の一部を補助 ○対象者 次のすべてに該当する人 ・空き家活用定住促進事業補助金の補助金対象となった移住者に空き家を売却した空き家の所有者であること(宅地建物取引業者を除く) ・売却した空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・片付け補助金の場合は、所有者の責任において空き家の売却に支障</p>	<p>①購入補助金 補助率 100分の10 (上限300,000円)</p> <p>②改修補助金 補助率 3分の2 (上限600,000円)</p> <p>①空き家活用物件流動奨励金 一件につき40,000円</p> <p>②空き家活用片付け補助金 補助率 10分の10 (上限100,000円)</p>
子育て	<p>教育・保育施設</p> <p>病児保育</p> <p>保育園(所)保育料</p> <p>公立幼稚園 保育料</p>	<p>教育・保育施設として、保育園(所)は24ヶ所(公立2ヶ所、私立22ヶ所)幼稚園は4園(公立2園、私立2園)、認定こども園は5園(公立2園、私立3園)と施設が充実しており、平成25年度以降待機児童はいません。</p> <p>保育園(所)、認定こども園や小学校に通っているお子さんが、病気のため登園や登校ができない時に、お子さんを預かる施設が市内に2ヶ所あります。</p> <p>保育料は、父母の市民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市民税額によって決定します。(多子軽減、ひとり親世帯等の軽減あり) 国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳から5歳のお子さんと、0歳から2歳で市民税非課税世帯のお子さんの保育料は、無償です。</p> <p>国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料(基本的な利用者負担額)は無償です。 ただし、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担です。</p>	

就学援助制度	津山市教育委員会では、経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒に対し就学に必要な一部経費の援助を行っています。	
一時預かり保育	保護者が仕事や買い物、用事で保育できない時や、リフレッシュしたい時などに、保育園(所)、認定こども園などで未就学のお子さんをお預かりします。土日祝日に預けられる施設もあります。	
地域子育て支援拠点 (親子ひろば、子育て支援センター)	小学校就学前のお子さんと保護者を対象に、親子の遊びや交流、情報交換の場を無料で提供しています。スタッフへの子育て相談や、子ども・子育て支援サービスなどの情報提供を受けることができます。 また、オンラインによる相談業務も行っております。	
津山ファミリー・サポート・センター	子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と、応援できる人(提供会員)が会員となり、子育てを地域で支えあう有償ボランティア組織。お子さんの一時預かりや保育施設などへの送迎などを行います。	
その他	<p>IJUターンカフェ</p> <p>地域住民と先輩移住者や移住希望者が交流を深める意見交換会を開催し、移住者ネットワークの形成を図る 令和4年度は2回開催予定。 (8/20及び3月に実施予定)</p> <p>○対象者 ・地域住民 ・先輩移住者 ・移住希望者 ・関係人口候補者</p>	
新規学卒者等就職奨励金	<p>新規学卒者の就職に伴う若者の定住を促進するとともに、市の民間企業の雇用の安定及び地域の活性化を図る。(認定申請は令和4年度で終了)</p> <p>○対象者 ・津山市に住所を有し定住する意思のある新規学卒者等 ・津山市内に事業所を設置する民間企業に、常用雇用者として就職し、1年以上継続して勤務 ・公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でないこと ・市税等の滞納がないこと ・過去に奨励金の交付を受けていないこと</p>	<p>交付対象者1人につき3万円 交付対象者が、津山広域事務組合が就活学生として登録をしていた者は2万円を加算</p>
給食アレルギー対応	<p>①保育園(所)・認定こども園・幼稚園 入園前に、医師の診断書と申請書で要申請。アレルギー源除去による除去対応食の提供</p> <p>②小・中学校 入学前に、申請書と医師が記入した意見書・学校生活管理指導表で要申請。アレルギー源の除去対応のみ、代替食無</p>	<p>②小・中学校 除去対応する原因物質 「卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ・ごま・ナツツ類」</p>
一般不妊治療助成	<p>タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療(体外受精及び顎微授精を目的とした薬物療法及び手術療法を除く治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてに該当する人が対象 ・法律上の婚姻をしているご夫婦であり、かつ、ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有し、医療機関において不妊症と診断され、治療の必要があると認められた方 ・夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満であること ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと。</p>	<p>○対象者が負担した本人負担額の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)とし、1年度当たり50,000円を限度とする。</p> <p>○助成対象とする一般不妊治療の回数は、一対象者に対して3回限りとし、助成金の額は一対象者150,000円を限度とする。</p> <p>※ 現行の制度は、経過措置となります。 新制度については、準備でき次第、掲載します。</p>
特定不妊治療助成	<p>体外受精や顎微授精(特定不妊治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてに該当する人が対象 ・岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成を受けているご夫婦 ・法律上の婚姻をしているご夫婦であり、かつ、ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有すること ・体外受精及び顎微授精(特定不妊治療)以外の治療法では妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること</p>	<p>○医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額)から岡山県の助成額を引いた金額の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき10万円を限度 特定不妊治療の一環として、精巣又は精巣外から直接精子を採取する治療(TESE、MESA等)を行った場合、15万円を上限として助成額を上乗せ</p> <p>※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉院日の場合は3月の最終閉院日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。</p> <p>※ 現行の制度は、経過措置となります。 新制度については、準備でき次第、掲載します。</p>
不育治療助成	<p>医療保険の適用とならない不育治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてに該当する人が対象 ・法律上の婚姻をしている夫婦であり、かつ、申請日時点において婚姻後1年以上経過していること ・夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有すること ・一般財団法人日本生殖医学学会が認定した生殖医療専門医により、不育症と診断されていること ・上記の診断に係る、医療保険の適用とならない不育症の治療を受けていること</p>	<p>○受診証明書に記載されている金額の範囲内で、1,000円未満は切り捨て 1人当たりの上限は、1年度30万円、通算で150万円</p> <p>※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉院日の場合は3月の最終閉院日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可。その場合は、申請を受理した日の属する年度分の申請として助成します。</p>

	<p>津山圏域の魅力をまとめたパンフレット作成(津山広域事務組合) 津山圏域での暮らしや移住情報、津山圏域の魅力をまとめたパンフレットを作成し、移住相談等で活用し津山圏域全体の情報発信を行う。</p>	
	<p>地域企業説明会等参加助成金(津山広域事務組合)</p> <p>新規学卒者等のUターンを促進し、若者の定住化及び地域の活性化を図るため、企業説明会等に参加する新規学卒者及び既卒3年以内の者に対し対象企業説明会等(津山広域事務組合、津山広域事務組合構成市町が開催する企業説明会等並びに地方公共団体、公共職業安定所その他の機関が津山圏域内で開催する企業説明会等)に参加するために要する交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等 ①県外に居住している者 ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者・父母・祖父母が居住している者 ③就活学生登録をしている者又は津山広域事務組合等が就活支援協定を締結している大学に在籍している者(既卒3年以内の者においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業若しくは中退している者)</p>	<p>新規学卒者等の住所地から対象企業説明会等の会場の最寄のJR駅までの区間につき、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した鉄道賃、航空賃又は車賃の額の2分の1に相当する額。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1会計年度当たり2回まで</p>
定住自立圏 (津山広域事務組合 構成市町: 津山市・鏡野町・奈義町・勝 央町・久米南町・美咲町)	<p>IJUターン就職活動助成金(津山広域事務組合)</p> <p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の採用面接に参加するために必要な交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次のすべてを満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く) ①津山圏域への移住を希望する者 ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者 ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者 ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	<p>IJUターン希望者の住所地から会場最寄りのJR駅までの区間につき、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した鉄道賃、航空賃又は車賃の額の2分の1に相当する額。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1人当たり2回まで</p>
	<p>津山圏域移住・定住相談会 R4.9.3(東京・ふるさと暮らし情報センター) R5.1.21(大阪・ふるさと回帰支援センター) 参加自治体【津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町】</p>	
	<p>移住体験ツアー(1泊2日) R5.3.4-5 津山市・奈義町・美咲町</p> <p>移住を検討している岡山県外在住の方に、津山圏域(令和4年度は、津山市・奈義町・美咲町)へ訪れることで津山圏域での暮らしの様子を知つてもらい、また先輩移住者・地域住民との食事会で交流を図り、津山圏域の魅力を伝え、移住促進へ繋げることを目的とする。</p> <p>○募集対象者 津山圏域への移住を検討されている岡山県外にお住まいの方 ○参加費 無料 ※但し食事代として、別途徴収いたします。(金額未定) ※ご自宅から集合場所までの往復交通費は参加者負担</p>	

市町村名	玉野市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
総合政策課たまのくらし推進室	○	○	○	○	/	/	/	/	○	/	○	○	○	○	/

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	政策部総合政策課たまのくらし推進室	三宅 来実	0863-32-5580

2 移住専門相談員の有無	● 有	名称	氏名	連絡先	
		たまのくらし政策課	森 美樹	0863-31-1388	
		主な業務			
		① 空き家等の住居情報の収集、空き家の利活用及び当該情報の提供に係る支援 ② 生活習慣、地域資源等の地域情報の収集及び当該情報の提供に係る支援 ③ 移住希望者の問い合わせに対する支援 ④ 移住者に対する移住後の支援 ⑤ 本市への移住希望者及び移住者の把握、登録及び管理 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、移住・交流の促進に係る支援			

3 お試し住宅の有無	有 ● 有	無 ○ 无	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
			/	/	/	/	/

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーオブザイ】

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			<p>本市への移住を希望する者が住居又は仕事を探す活動等を行う際に、滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。</p> <p>【対象】 たまのくらし政策課登録制度に登録している人(同行者1名を含む)が下記に掲げる活動を行う場合とする(ともに県外在住の方に限る)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内で住居又は仕事を探す活動</li> <li>市内の地域情報を収集する活動</li> </ul>	<p>下記の費用について、上限5万円までを助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設又は居住物件借上げに係る費用</li> <li>レンタカー借上げに係る費用</li> <li>レンタサイクル借上げに係る費用</li> </ul>
起業			<p>商業の活性化と、特に若年者や女性、転入者の雇用の創出を図るために、小売業、飲食店(バー、ナイトクラブを除く)、宿泊業における新規創業を促進する。</p> <p>【交付対象】 市内で対象業種(小売業、宿泊業、飲食サービス業)に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く) 個人事業者の場合は事業主が市内に住所を有し、法人の場合は、市内に本店を有すること 適正な収益を上げる事業計画があること 対象業種を営む場合において、許認可等を要するときは当該許認可を受けていること ・玉野商工会議所又は岡山南商工会の個人会員又は法人会員であること ・玉野商工会議所又は岡山南商工会東児支所の経営指導又は経営セミナーを月1回6ヶ月以上継続して受けること ・商工会議所等が開催する創業塾(経営、財務、人財育成、販路開拓)に4回すべて出席すること ・創業の日から2年を経過する日を超えるまで事業を継続すること ・納期の到来した市税を完納していること ・事業主(法人の場合、代表者および役員)が暴力団員、暴力団員等でないこと ・創業の日から1年2か月以内に所定の奨励金交付申請書を提出すること ※ただし、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を営む者は、対象としない。 ・過去に市内で個人又は法人として事業を行ったことがある者 ・過去に応援事業奨励金等の交付を受けた者及び過去に奨励金の交付を受けた者の配偶者又は2親等以内の親族 ・他の者が行っていた事業を継承する者 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業を営み、又は営もうとする者 ・仮設又は臨時の事業所その他恒常的でない事業所で事業を行い、又は行おうとする者 ・事業所で宗教活動や政治活動を行い、又は行おうとする者</p>	<p>【基本額】50万円 【加算額】該当すれば基本額に上乗せ ・若年者の創業:30万円 ・若年者従業員の常用雇用10万円／名 ・女性の創業:10万円 ・女性従業員の常用雇用:10万円／名 ・転入者の創業:10万円</p> <p>※若年者=創業の日において満40歳未満 ※常用雇用者=市内に居住し、雇用保険の被保険者になっている者</p> <p>【上限額】:100万円</p>
創業アシスト奨励金				

就農		
住宅	<p>空き家の利活用を促進するために、空き家改修費用を補助する。</p> <p>【対象者】 次のすべてに該当する人 ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者または利用登録者(登録者同士が2親等以内の親族でないこと) ・玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人、贈与を受ける人 ・賃借契約する場合の貸主または借主のいずれか ・補助金交付後3年以上継続して玉野市に住民登録する人(改修後、3年以上継続して補助の対象となった住宅に居住する人) ・市税等の滞納がない人 ・市内の施工業者を利用して改修工事を行う人</p> <p>【補助対象住宅】 次の全てに該当する住宅 ・交付申請日から1年以内に購入、受贈または賃借した住宅(補助上限額に達するまで期限内複数回申請可) ・一戸建ての住宅 ・併用住宅(住宅と店舗が一体となった建物のうち住居部分が2分の1以上の建物)</p>	<p>【補助率】 ・補助対象経費の2分の1(上限50万円) ・補助対象者の委任により直接施工業者に交付</p> <p>【補助対象経費(例)】 ・住宅の増・改築工事 ・浴室、台所、トイレのリフォーム ・給排水、電気、ガス設備工事 ・屋根、外壁の改修工事 ※車庫、物置等の設置工事や、門扉、塀等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。</p> <p>【注意事項】 ・不正があったときや、交付から3年以内に転居したときなどは、居住年数に応じて補助金を返納</p>
子育て	<p>保護者の負担を軽減し、児童が健やかに育つことを願い、健康保険を使って治療を受けたときに、保護者が支払う額(一部負担金)を玉野市が助成する。</p> <p>【対象者】 次の要件を満たす中学3年修了まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童 ・玉野市内に住民票があること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること</p> <p>【対象とならない場合】 ・生活保護を受けている ・無保険期間の診療</p>	<p>助成を受けられるのは、保険診療の範囲内で自己負担する部分。</p> <p>【対象外】 ・保険のきかない容器代 ・検診料 ・文書料 ・入院室料差額等 ・交通事故等(第三者行為)で他の責に帰すべきもの</p>
	<p>母子保健法等に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る。</p> <p>○親子健康手帳の交付 ○妊娠一般健康診査 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○訪問指導及び育児相談 &lt;要観察児教室事業&gt; 専門的指導員による療育及び保護者支援を行い発達障害児への切れ目のない支援を実施する。 &lt;子育て世代包括支援センター事業&gt; 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うとともに、相談支援体制の充実を図る。 &lt;産婦健康診査事業&gt; 出産後間もない産婦に対して、健康診査を実施することにより、産後の母子支援を強化する。 &lt;産後ケア事業&gt; 退院直後の母子に対して、病院等に宿泊し、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等の支援を実施することにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。 &lt;ママヘルプサービス(産前産後ヘルパー派遣事業)&gt; 出産前後のお母さんにホームヘルパーを派遣し、育児・家事などの支援を行う事業。 &lt;たまの出産あんしんタクシー&gt; タクシー会社へ事前に迎え場所・かかりつけ産科医療機関・出産予定日を登録することで、陣痛時に簡単にタクシーを利用できる制度。</p>	
地域子ども楽級推進事業	地域で子どもたちを育てる体制として、様々な体験活動や世代間交流など知己に根ざした活動等を行う「子ども楽級」、基礎基本習得の学習支援を行う「おさらい会」を実施。	
子育てファミリーサポートセンター運営事業	育児の支援を行いたい人、支援を受けたい人を組織化し、会員の相互支援活動を実施する。	
放課後児童クラブ管理運営事業	就労等で放課後、保護者が昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)を放課後児童クラブにおいて指導員が見守り、児童の健全な育成を図る。 ※市内の全14小学校区18クラブ開設	

その他	たまの認定移住者登録制度	本市への移住を希望する人を「たまの認定移住者」として登録することにより、本市の日常生活、イベント等の情報の提供を行い、本市への関心を維持するとともに、個別の要望等に応じて支援する。	
	結婚新生活支援事業	<p>結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助する。</p> <p>【対象となる費用】</p> <p>対象期間(令和4年1月1日～令和5年2月28日)に支払った以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得費(新築、購入)</li> <li>・住宅リフォーム費</li> <li>・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)</li> <li>・引越し費用</li> </ul> <p>【補助対象世帯】</p> <p>次のすべてに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月1日以降に新規に婚姻した世帯</li> <li>・夫婦ともに居住する世帯が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること</li> <li>・婚姻日時点で年齢が夫婦ともに39歳以下であること</li> <li>・申請時における夫婦の所得が、400万円未満であること</li> <li>・夫婦ともに、市税等の滞納がないこと</li> <li>・市が指定する講座等に参加する意思があること</li> <li>・過去にこの補助金の交付を受けていないこと</li> <li>・生活保護を受給していないこと</li> <li>・夫婦ともに暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと</li> </ul>	<p>【補助限度額】</p> <p>夫婦二人の年齢が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・29歳以下：60万円</li> <li>・30～39歳以下：30万円</li> </ul>
	葬祭費無料制度	玉野市民が亡くなった場合に適用できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市所有の祭壇の使用・貸出 無料</li> <li>※使用場所は市内に限る。</li> <li>※斎場以外で使用する場合は無料で貸出。</li> <li>・葬祭用消耗品 無料</li> <li>※市で定めている消耗品に限る。</li> <li>・靈柩車の使用 無料</li> <li>※運行は、ご遺体1体につき1回2時間以内、市内に限る。</li> <li>・斎場使用料無料</li> <li>※待合室を使用の際、冷暖房使用料は有料。1室1時間101円)</li> </ul>
	給食アレルギー対応	小中学校入学時に、アレルギー対応や配慮を要する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出が必要となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳しい献立表で対応</li> <li>・牛乳や主食など、一部を除くことは可能。</li> <li>・令和4年9月から新学校給食センター稼働により、「卵」「牛乳・乳製品」について除去食対応が可能となる。</li> <li>・代替食無し。</li> </ul>

市町村名	笠岡市																																																					
	移住相談窓口	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度			空き家情報 うち空き家情報システム利用																																										
定住促進センター		毎月 第2土曜日	ZOOM	随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○																																											
1 移住相談窓口		担当部署 定住促進センター		担当者名 池田憲太郎		連絡先 0865-69-2377																																																
2 移住専門相談員の有無	有	無		名称 移住相談員	氏名 品川亜弥・村上泰原子		連絡先 0865-69-2377																																															
3 お試し住宅の有無	有	無		整備年度 平成26年度	活用施設 2戸	利用単位 2~30日	R3年度利用件数 0	うち移住件数 0																																														
4 市町村主催の体験ツアーア	【ツアーアの概要】 空家や市内の主要施設の案内、先輩移住者、農業者、漁業者との面談など																																																					
5 移住・定住支援制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>目的・対象者・要件等</th> <th>助成内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お試し住宅等</td> <td>移住・多拠点生活希望者用 お試し住宅</td> <td>市内への移住やリモートワーク、起業等による多拠点生活を希望している個人又は市外に本拠を置き市内へのサテライトオフィス開設等を検討している企業若しくは団体に対して、市での生活体験や仕事体験ができる住宅を最長2日以上30日以内(1回まで延長可)賃貸する。</td> <td> <input type="checkbox"/> 使用料 1,000円/1日(光熱費込)  <input type="checkbox"/> 利用可能期間 2~30日(延長1回まで)         </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">起業</td> <td>新規創業者支援事業</td> <td>           新規創業者の創業による賑わいの創出に賜る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。            -新規創業者 事業を営んでいない個人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。         </td> <td> <input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1  <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円         </td> </tr> <tr> <td>空き店舗等活用事業</td> <td>           新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。            -新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたもの。         </td> <td> <input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1  <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就農</td> <td>農業次世代人材投資事業</td> <td>           次世代を担う農業者(50歳未満)となることを志向する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)を支援する資金を交付する。            【準備型】            都道府県が認める道府県農業大学校や研修期間等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間交付。            【経営開始型】            新規就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間交付。         </td> <td> <small>【準備型】</small>            年間150万円  <small>【経営開始型】</small>            年間最大150万円         </td> </tr> <tr> <td>就業奨励金支給事業</td> <td>           市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。            -市内に住所を有すること            -将来にわたり専業(年間從事日数がおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること            -年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること         </td> <td> <input type="checkbox"/> 奨励金: 10万円／人         </td> </tr> <tr> <td>かさおか人気人応援金</td> <td>A: 40歳以上で帰農して5年以内の農業者を支援 B: 認定農業者を10年以上支える配偶者(内助の功)を支援 C: 女性の就農を支援</td> <td>           A: 5万円            B: 5万円            C: 10万円         </td> <td>           助成対象経費の10/100            (上限70万円)            登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)         </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅</td> <td>住宅新築助成金</td> <td>           市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るために、一定の条件を満たした人を対象に最大70万円の住宅新築助成金を交付する。平成28年4月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。         </td> <td>           助成対象経費の10/100            (上限70万円)            登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)         </td> </tr> <tr> <td>住宅リフォーム助成金事業</td> <td>           地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るために、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。令和4年1月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。         </td> <td>           助成対象経費の10/100            (上限70万円)            登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)         </td> </tr> <tr> <td>笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業</td> <td>市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るために、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。</td> <td>助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度</td> <td>           助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度         </td> </tr> <tr> <td>空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業</td> <td>老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流れを促進することにより、本市への定住人口の増加を図るために、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する</td> <td>助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり            (1) 居住誘導区域内 50万円            (2) その他の区域 30万円         </td> <td>助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり            (1) 居住誘導区域内 50万円            (2) その他の区域 30万円         </td> </tr> </tbody> </table>												区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等	お試し住宅等	移住・多拠点生活希望者用 お試し住宅	市内への移住やリモートワーク、起業等による多拠点生活を希望している個人又は市外に本拠を置き市内へのサテライトオフィス開設等を検討している企業若しくは団体に対して、市での生活体験や仕事体験ができる住宅を最長2日以上30日以内(1回まで延長可)賃貸する。	<input type="checkbox"/> 使用料 1,000円/1日(光熱費込) <input type="checkbox"/> 利用可能期間 2~30日(延長1回まで)	起業	新規創業者支援事業	新規創業者の創業による賑わいの創出に賜る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 -新規創業者 事業を営んでいない個人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。	<input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円	空き店舗等活用事業	新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 -新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたもの。	<input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円	就農	農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者(50歳未満)となることを志向する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)を支援する資金を交付する。 【準備型】 都道府県が認める道府県農業大学校や研修期間等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間交付。 【経営開始型】 新規就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間交付。	<small>【準備型】</small> 年間150万円 <small>【経営開始型】</small> 年間最大150万円	就業奨励金支給事業	市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。 -市内に住所を有すること -将来にわたり専業(年間從事日数がおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること -年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること	<input type="checkbox"/> 奨励金: 10万円／人	かさおか人気人応援金	A: 40歳以上で帰農して5年以内の農業者を支援 B: 認定農業者を10年以上支える配偶者(内助の功)を支援 C: 女性の就農を支援	A: 5万円 B: 5万円 C: 10万円	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)	住宅	住宅新築助成金	市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るために、一定の条件を満たした人を対象に最大70万円の住宅新築助成金を交付する。平成28年4月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)	住宅リフォーム助成金事業	地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るために、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。令和4年1月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)	笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るために、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流れを促進することにより、本市への定住人口の増加を図るために、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 50万円 (2) その他の区域 30万円	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 50万円 (2) その他の区域 30万円	
区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等																																																			
お試し住宅等	移住・多拠点生活希望者用 お試し住宅	市内への移住やリモートワーク、起業等による多拠点生活を希望している個人又は市外に本拠を置き市内へのサテライトオフィス開設等を検討している企業若しくは団体に対して、市での生活体験や仕事体験ができる住宅を最長2日以上30日以内(1回まで延長可)賃貸する。	<input type="checkbox"/> 使用料 1,000円/1日(光熱費込) <input type="checkbox"/> 利用可能期間 2~30日(延長1回まで)																																																			
起業	新規創業者支援事業	新規創業者の創業による賑わいの創出に賜る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 -新規創業者 事業を営んでいない個人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。	<input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円																																																			
	空き店舗等活用事業	新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 -新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたもの。	<input type="checkbox"/> 補助率 都市機能誘導区域内外での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 <input type="checkbox"/> 補助金交付限度額 100万円																																																			
就農	農業次世代人材投資事業	次世代を担う農業者(50歳未満)となることを志向する者に対し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就農直後(5年以内)を支援する資金を交付する。 【準備型】 都道府県が認める道府県農業大学校や研修期間等で研修を受ける就農希望者に、最長2年間交付。 【経営開始型】 新規就農者に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間交付。	<small>【準備型】</small> 年間150万円 <small>【経営開始型】</small> 年間最大150万円																																																			
	就業奨励金支給事業	市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。 -市内に住所を有すること -将来にわたり専業(年間從事日数がおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること -年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること	<input type="checkbox"/> 奨励金: 10万円／人																																																			
	かさおか人気人応援金	A: 40歳以上で帰農して5年以内の農業者を支援 B: 認定農業者を10年以上支える配偶者(内助の功)を支援 C: 女性の就農を支援	A: 5万円 B: 5万円 C: 10万円	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)																																																		
住宅	住宅新築助成金	市内への住宅建築を推進し、子育て世代の定住促進を図るために、一定の条件を満たした人を対象に最大70万円の住宅新築助成金を交付する。平成28年4月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)																																																			
	住宅リフォーム助成金事業	地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るために、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。令和4年1月1日以降工事請負契約から、中学生以下の子どもがいる世帯には、一人につき10万円(最大30万円)加算する。	助成対象経費の10/100 (上限70万円) 登記完了時ににおける中学生以下の子どもの数1人につき10万円加算(上限30万円)																																																			
	笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るために、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度																																																		
空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流れを促進することにより、本市への定住人口の増加を図るために、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 50万円 (2) その他の区域 30万円	助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 50万円 (2) その他の区域 30万円																																																			

子育て	保育所等保育料減免制度	児童教育・保育無償化制度により、3歳以上児(4月1日現在)及び市民税非課税世帯の3歳未満児の保育料は無料です。さらに、保護者の経済的負担を軽減し就労しやすい環境を作るため、保育所等保育料の全額または一部を減免します。	第2子 最大で全額減免 第3子 全額減免
	副食費免除制度	幼稚園・保育所等の保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準による免除に加え、市独自で第3子以降の副食費を免除します。	第3子以降 免除
	風しん予防接種償還払い補助金	妊娠を希望する女性とその配偶者等の同居者が風しんの抗体値が不十分である場合、風しん予防接種の補助を行う。	風しんワクチン 6,000円 MR(麻疹・風しん混合)ワクチン 10,000円
	不育治療支援事業	不育で悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで
	妊娠歯科検診事業	妊娠が歯科検診を行ことで、虫歯の早期発見。早期治療を目指す。	全額市負担※治療費は利用者負担
	妊娠産婦医療費助成制度	妊娠期にかかる疾病のうち、妊娠貧血、産科出血、切迫流産・早産にかかる治療費を助成する。	補助率10/10(限度8万円/1回の妊娠)
	産後ケア	産後1年未満の母子で、育児の協力者がいない等育児支援が必要な方に、宿泊・日帰り・母乳相談などのサービス利用料の一部を助成する。	宿泊・デイサービス 利用料の8割。ただし上限20,000円 母乳相談:1回当たり 2,500円(初回4,000円)
	おたふくかぜ予防接種	おたふくかぜの予防接種を行う場合、助成制度を行う。	一人1回のみ 3000円
	kasasokaすくすログ	スマートフォンやパソコンを使って妊娠期～乳幼児期にわたる健康管理情報(健診・予防接種など)を入力し、健康状態を把握・管理することが出来るウェブサービス。乳幼児健診等の案内や、月齢に応じた育児に関する情報をタイムリーに知ることができます。	
	はびナビ	市内のイベントや講座の紹介をインターネットで公開している。メールマガジンの配信も行っている。	
	子育て世代包括支援センター 「ほっこ★はぐ」	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を充実させた「子育て世代包括支援センター」を笠岡市子育て支援課内に開設。	
	子育てコンシェルジュ	笠岡市の子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育てコンシェルジュ」として配置。様々な子育て、教育に関する相談に対して、その方にあつたサービスを紹介する。	
	びゅあそる	発達障がい・障がい児を育てている保護者、子どもの育ちに不安を感じている保護者、不登校の子供を育てている親などを対象に、子どもども遊びの場所を提供している。	
	ファミリーサポート事業	育児を応援してほしい人と応援したい人を結び続けることにより、地域のなかで育児の相互支援を行うお手伝いをしている。 対象児童：生後3か月～小学6年生 利用料：平日日中 600円/時間	
	児童館	子どもが遊びを通して体力・持久力・想像力・社会性)を高め、情操を豊かにし、生きる力をはぐくむ事を目的として、児童館を設置している。(運営は委託)	
	放課後児童クラブ	両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちが楽しく健やかに育つために、学校・家庭・地域の協力のもとに、地域ぐるみの活動として実施している。 市内 16クラブ	
	子ども医療費公費負担制度	高校生以下の子どもの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する。 ※中学生は入院・外来ともに対象、高校生は入院のみ対象 ※予防接種・入院時の食事代等は対象外	
その他	多世代同居等支援事業	市内で親等と子や孫が多世代(二世代同居)で同居、又は1km以内に近居するための住宅の取得や転居等の費用の一部を助成する。ただし、多世代を形成する子等世代は50歳以下とする。 ・転居に係る引越費用として距離に応じて最大10万円(単身者は1/2) ・建物取得の場合:登記費用との一部として、賃貸住宅の場合は礼金と仲介手数料の一部として5万円	最大15万円 (引越費用10万円、 登記費用等5万円)
	新婚世帯家賃助成金事業	市内賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し月額1万円を上限に最長2年間(24ヶ月分)、市内共通商品券により家賃の助成を行なう。	最大24万円 (最大月額1万円)
	アレルギー対応	保育所・こども園・入所・入園前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り幼・小中学校・入学前申請要(途中でも対応可能)、アレルギー源7品目の除去、主食・主菜の代替	

市町村名	井原市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家情報
企画振興課				○					○	○	○	○	○	○	うち空き家情報システム利用

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	企画振興課	塩出 晋也	0866-62-9521

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数	
			H28・H29	3戸	2日～14日 2日～90日	組	10組19人	4組4人

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーオの概要】
	実施予定なし

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	いばらぐらしお試し住宅	井原市への移住検討者に、井原市での生活を体験していただくため、お試し住宅を整備。	○対象者 ・移住を検討している人 ・市の実施する市内案内及びアンケートに協力する人 ・空き家バンクの利用登録をする人	○使用料 ・1,000円/1日 ○利用可能期間 1泊2日～13泊14日(井原) 1泊2日～89泊90日 (芳井・美星) ○その他 ・生活に必要な備品あり
起業	井原駅前通り等賑わい創出事業補助金	井原駅前及び井原町の商店街の賑わい創出や魅力の向上を図るために、井原駅前通り線等に店舗等を新規に出店する者を支援。  【対象者】 井原駅前通り及び補助対象路線に面する土地に、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業及び浴場業、旅行業、映画館、劇場及び興行場、スポーツ施設提供業を原則として週5日以上、一日当たり4時間以上営む店舗を新たに設置し、3年以上継続して営業する者。ただし、現在営業している店舗の増改築による業務拡大は該当しない。	【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者 (2) 起業の日に市内に住所を有し、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (3) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展する見込みのある事業を起業する者 (4) 産業競争力強化法で認定された創業支援事業計画に基づいて創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付が受けられる者 (5) 市税を滞納していない者 【対象となる業種】 農業、林業、漁業、医療、福祉を除く全業種	【対象経費】 土地取得費、店舗新設又は改築に係る設計費及び工事費、店舗と一体的な設備の取得経費(100万円以上の場合に限る)  【補助金額】 対象経費の2／3以内、補助限度額1,000万円。補助金交付は、1対象者及び1対象店舗につき1回限り
	井原市創業支援補助金	市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る  【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者 (2) 起業の日に市内に住所を有し、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (3) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業であり、本市の行う審査で適当であると認められる事業を計画する者 (4) 産業競争力強化法で認定された創業支援事業計画に基づいて創業支援事業者が実施する特定創業支援事業による支援を受け、特定創業支援事業証明書の交付が受けられる者 (5) 市税を滞納していない者 【対象となる業種】 農業、林業、漁業、医療、福祉を除く全業種	【対象経費】 ①事業所開設に要する土地及び建物の取得費等、機械装置及び設備の導入に係る費用、車両、工具、備品にかかる経費、その他事業所開設に必要な経費とし、その合計額が50万円以上 ②①の事業を実施した事業者が市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費  【補助金額】 ①対象経費の2分の1以内、補助限度額200万円 ②対象経費の2分の1以内、補助限度額30万円	
	ものづくりのまち井原創業支援奨励金	計画性を持って創業することにより井原の未来を創る者を支援する事業を行い、もって雇用の創出及び地域経済の成長発展に資するため、その計画が適当と認める者に対して奨励金を交付する。  【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者 (1) 日本標準産業分類のうち、主として大分類に規定する製造業の用に供する事業所又は本市の産業構造の高度化及び多角化に寄与する事業所を市内に設置又は設置しようとしている法人(認定申請時点では法人・個人共に可。ただし、法人にあっては設立から1年以内であり、かつ操業の実態がないもの) (2) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業であり、本市の行う審査で適当であると認められる事業を計画する者 (3) 奨励金の交付日から10年間、市内に本社を有する者 (4) 奨励金の交付日から3年内に当該計画に基づく事業を開始し、10年間事業を継続する者 (5) 交付申請の日から事業を10年間継続する期間、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (6) 交付決定後、新たに取得する市内における固定資産(土地・家屋・償却資産)に関する投資額が1億円を超える、取得した固定資産を10年間維持・保持すること (7) その他市長が不適当と認める者でない者	【奨励金額】 1事業者当たり1億円	

就農	就農奨励金	<p>新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。</p> <p>ア 将來にわたり専業（年間從事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。</p> <p>イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。</p> <p>ウ 過去に就業奨励金（岡山県就農奨励金を含む。）の支給を受けたことがないこと。</p> <p>エ 井原市内に住所を有していること。</p>	5万円
	ぶどう栽培短期研修事業	<p>ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれている方を対象に、栽培体験研修を行う。</p> <p>体験期間：5月中旬～10月中旬（見学のみは年間）</p> <p>体験日数：1日～5日（日帰り）</p> <p>活動費：無料（ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担）</p>	
住宅	井原市移住者住宅新築等補助金	<p>定住を促進し、地域の活性化を図るために、市内に住宅を新築又は建売を購入する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していない人）</li> <li>・本市に5年以上定住する意志のある者</li> <li>・R4.4.1～R7.3.31までに住宅新築等に係る契約し、R8.3.31までに市内に新築、入居した者</li> </ul>	補助対象経費の10／100 (上限100万円)
	四季が丘団地助成金	<p>分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に對し助成金を交付</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分譲地を購入した者、分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着手し、1年以内に完成させることができる者</li> <li>・販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅等取得資金利子助成金 借入金（上限3,000万円）に対する利息（上限2%）を3年間（36か月）補給</li> <li>・固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成（土地、建物）建物対象は住宅部分のみ</li> <li>・上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額（132,000円）</li> <li>・CATV加入等助成金 CATV新設工事等の基本料金（1台）を助成（新設の場合55,000円）</li> <li>・新規料金導入助成金 太陽光発電1kw当たり10万円 上限50万円（新築時のみ対象）</li> <li>・引越費用助成金 引越費用として、1区画につき5万円を助成</li> </ul>
	井原市中古住宅活用補助金	<p>空き家の有効活用による井原市への定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し、経費の一部を補助</p> <p>○ 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・井原市に移住する者で、空き家入居日以前3年間、市内に居住していないもの</li> <li>・空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの</li> <li>・市町村税の滞納のない者</li> <li>・空き家の所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと</li> </ul>	<p>【購入】 空き家の購入に要する費用の1/5以内で、上限100万円</p> <p>【賃借】 月額賃借料の1/2以内で、1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分（上限24万円）</p> <p>【改修】 市内建築業者等を利用して、空き家の居住の用に供する部分の改修工事費の1/2以内で、上限100万円</p> <p>【家財整理】 業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用の2/3以内で、上限30万円</p>
	いばらぐらしスマイルプラス補助金	<p>若者世帯・子育て世代・移住世帯を応援する。</p> <p>四季が丘団地、さくら団地の分譲地を購入される方には、分譲地購入助成金を交付。</p> <p>井原市移住者住宅新築補助金、井原市中古住宅活用補助金（購入費補助）を申請される方には、補助上限額に加算をし、住宅取得にかかる経費の一部を補助。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者世帯： 夫婦双方が40歳未満</li> <li>・子育て世帯： 小学生以下の子ども1人につき</li> <li>・移住者： 転入日以前3年間市内に居住していない者</li> </ul>	<p>【分譲地】 分譲地の購入に対し、対象ごとに10万円補助。</p> <p>【住宅】 住宅新築補助金・中古住宅活用補助金（購入費補助）の補助上限額に、各対象ごとに10万円プラス。</p>
子育て	こども医療費の無償化		満18歳に達する年度末までの保険適用となる医療費の自己負担を無償化
	保育園・幼稚園保育料を無償化		国の無償化対象とならない全園児の保育料を市独自に無償化
	保育園・幼稚園の給食副食費を無償化		国の免除対象とならない全園児の給食副食費を市独自に無償化
	不妊治療助成事業	特定不妊治療（体外受精・顎微授精）を受けられた夫婦に対し、治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	補助率は1/2以内、30万円/回を限度とし1対象者につき6回まで（180万円限度） 通算10年間助成。
	不育治療助成事業	不育症と診断された者が受けける治療行為で、保険対象外となる治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	1回当たり30万円上限で、1対象者につき3回まで助成。
その他	幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応	<p>①アレルギー記載献立表の配布</p> <p>②飲用牛乳の対応 ⇒希望者に対して飲用牛乳を無しとし、飲用牛乳代金を徴収しない</p> <p>③卵の対応 ⇒希望者に対して卵を抜いた学校給食を支給</p>	

市町村名	総社市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
魅力発信室			○						○	○				○	○

1 移住相談窓口	担当部課 総合政策部 魅力発信室	担当者名 土井	連絡先 0866-92-8308
----------	---------------------	------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称	氏名	連絡先	
		主な業務			

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	整備年度 令和元年度	活用施設 1か所 (民間からの借り上げ空家)	利用単位 2~14日	R3年度利用件数 10組17人	うち移住件数 1組2人
------------	--	---------------	------------------------------	---------------	--------------------	----------------

4 市町村主催の体験ツアーアー

【ツアーオブザーバー】
-------------

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	総社市お試し住宅	市外に住所を有する移住希望者に、本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するため、お試し住宅を整備するもの。	1泊を単位として、2日から14日までの間滞在可能。 1泊2,000円
起業	そうじや商人(あきんど)応援事業補助金	市内の商業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内の空き店舗又は空き家を改修して事業を行う者に対し、改修費用として上限50万円を助成する制度。	改修費用補助(上限50万)
就農			
住宅			
子育て			
その他			

市町村名	高梁市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	うち空き家情報システム利用
住もうよ高梁推進課	○	○	○	○	未定	未定	未定	未定	○	○	○	○	○	○	△

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
住もうよ高梁推進課	高橋 雄二	0866-21-0282

## 2 移住専門相談員の有無

有	無	名称	氏名	連絡先	
		移住コンシェルジュ	山縣 麻理子	080-4614-0285	
主な業務		①移住相談・現地案内 ②情報発信業務 ③移住フォローアップ業務			

## 3 お試し住宅の有無

有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		H21	2K:2戸			
		H21	3K:2戸			
		H24	4K:1戸	概ね1か月～1年	3	0
		R2	3DK:2戸			

## 4 市町村主催の体験ツアーア

【ツアーオの概要】
-----------

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅	本市で農業に就業することを目指して、市内で実務研修を行う者 自身の農業への適性を計るため、市内で短期研修を行う者 田舎暮らしを志向する者で、本市の農業や生活文化等に触れるため、宿泊を必要とする者	【使用料】 2K:月7千円 4K:月1万円 3K:月9千円 3DK:月9千円
	お試し暮らし	県外在住者で高梁市への移住を検討し、生活を体験してみたい方 ①市内の宿泊施設を利用した場合 ②市内の業者のレンタカーを利用して市内を視察した場合	①1人当たり1泊の宿泊料金から、2千円を差し引いた額で上限4千円／泊（4泊／年度を限度とする）※ただし、1世帯2名分まで ②レンタカー料金：上限2千円／日（4日／年度を限度とする）
起業	新製品開発等支援	地域資源を活用した新製品やパッケージデザインの開発費用を助成する	※補助率1／2（上限30～50万円）
	地域商業の活性化支援	①市内で新規開業や新規分野に参入する人に対し、対象となる店舗等を改修する経費を助成する ②市内で3年以上営業している店舗等をリニューアルするための補助金を交付する ③移動販売を行うために車両を取得又は改造する経費を助成する ④市内事業者の事業承継を行い、新しい取り組みに対して補助金を交付する	①、②、④ 補助率1／2 (上限50万円) ③ 補助率1／5又は1／2 (上限50～150万円)
就農	新規就農者向け農業スクール	栽培技術習得のための通年での講習会を開催している (トマト・ピオーネ・モモ・アスパラガスの4コースを計画)	
	農業実務研修	国・岡山県の制度に沿った2年以内の就農研修制度	年額150万円の研修費の支給がある (対象要件有り)
	農業次世代人材投資事業	経営の不安定な就農直後の所得を確保する給付金を最長3年間給付する	(年間最大150万円)を最長3年間給付する(就農時の年齢が50歳未満等の要件有)
	空き家情報バンク制度	市内の空き家を有効活用するため台帳に登録し、空き家情報を提供している	
	空き家情報バンク活用促進助成金(空き家再生助成事業)	空き家情報バンク登録物件を対象に、空き家の購入、家財処分、改修、DIYに要する経費の一部を補助する	・購入:補助率1／10(上限100万円) ・家財処分:補助率2／3(上限20万円) ・改修:補助率1／3(上限30万円) ・DIY:補助率1／2(上限10万円)

住宅	住宅取得助成事業	子育て世帯、若しくは40歳以下の方を対象に、住宅の新築・取得に対して助成金を交付する	・住宅の新築：用地購入代金の1／10(上限100万円)＋世帯構成等により25～100万円 ・中古住宅又は建売住宅の取得：購入代金の1／10(上限100万円)
	住宅リフォーム助成事業(子育て世帯)	子育て世帯を対象に、住宅リフォームに対して助成金を交付する	・市内業者：補助率1／10(上限100万円) ・市外業者：補助率1／20(上限50万円)
	子育て世帯引越し助成事業	子育て世帯の転入促進を図るため、県外から転入する子育て世帯に引越し費用の助成を行う	補助率2／3(上限10万円)
	子育て世帯向け賃貸住宅建設促進助成金	定住人口の拡大と地域経済の活性化を図るために、市内において世帯向け賃貸住宅を建設する民間業者に対し、建設費用の一部を助成する。	交付限度額：100万円／戸(市外業者は70万円／戸)又は50万円／戸(市外業者は35万円／戸)
子育て	子ども医療費	子ども医療費を無料化	18歳までの保険診療自己負担分を全額市が負担
	産後ヘルパー	身の回り、家事、育児が困難な家庭に、出産後6カ月まで産後ヘルパーを派遣する	500円／1時間 (8:30～17:00 1回4時間以内) 20回まで
	病後児保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な病後の児童を一時的に保育する ※病児保育・・・岡山県病児保育広域相互利用に基づき該当施設を利用できる	1人一日当たり2千円(申請により生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は千円で利用できる)
	ファミリーサポート事業	子どもの一時的な預かり援助などを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動を行う。	
	一時預かり事業(一般型)	家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育士や保育補助員等が子どもを預かる。	
	定期予防接種費用助成事業	里帰りなどで県外へ滞在する際に予防接種を行う場合、事前・事後申請を行うことで、予防接種費用の助成が受けられる。(高梁医師会との契約額が上限)	
	延長保育	すべての保育園・こども園で、延長保育を行っている。	
	預かり保育・学童保育	幼稚園での預かり保育の実施、全ての小学校区で学童保育を実施している。	
	遠距離通学支援	小・中学生の遠距離通学に対しスクールバスの運行やバス代補助等を実施している。	
	高校生バス通学支援	高校生がバスで通学する際に必要な通学定期券購入費の半額を助成する。	
その他	給食提供	市内のすべての幼稚園・保育園・こども園で、給食の提供を行っている。	給食のアレルギー対応を実施(入園前等事前申請要。アレルギー源の除去のみ、代替食無し)
	給食提供(小・中学校)	市内すべての小学校・中学校で、給食の提供を行っている。	給食のアレルギー対応を実施(入学前等事前申請要。アレルギー源の除去のみ、代替食無し)

市町村名	新見市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
移住・定住推進課	○	○	○	○			オーダーメイドツアーアーのため随時実施	オーダーによる	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総務部 移住・定住推進課	高西 優男	0867-72-6114

2 移住専門相談員の有:	有	無	名称	氏名	連絡先
			新見市移住交流支援センター	松田 礼平	0867-88-8331
			主な業務	・移住に関する総合的な相談 ・6次産業化などソーシャルビジネス支援 ・地域交流に関すること	

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアーアー	【ツアーオの概要】 ○移住アドバイザーが、移住希望者のニーズに沿ったプランをオーダーメイドで作成し、案内する。 ○ツアーア中の宿泊については、下記のお試し暮らし支援事業補助金の活用も可能。
-----------------	--

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅等 お試し暮らし支援事業補助金	○目的 移住を検討している人にとって、移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。 ○対象者 本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員	○目的 指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援 ・利用者は、1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助 ・同一申請者における年度内の利用上限:30泊	
起業	創業・事業承継支援事業補助金	○目的 新見市創業支援事業計画に従い、創業を目指す起業家に対し、事業開始時に必要な費用の一部を補助することにより、IJUターンによる定住促進など、様々なビジネスプランを支援することで、新たな産業創出や雇用の確保を目指す。 ○対象者 市内に居住する60歳未満の個人で、市内に住所を移し、1年以内の者(移住創業支援対象) ※その他、「市内創業支援」や「事業承継支援」もあり。	・創業:新たにお店を開店させる場合や、新たに事業所を立ち上げる場合に必要となる経費(店舗等借入費、設備費、広報費、委託費等)の一部を補助 ・事業承継:上記経費のほか処分費、原状回復費、修繕費(借用物に限る) ○補助率:2/3以内 ○補助限度額:100万円	
	IJUターン就職奨励金	○目的 新見市に転入し、市内事業所に就職する者に対し奨励金を交付することにより、市内事業所への就労及び定着並びに市内への定住促進を図る。 ○対象者 以下の要件を全て満たす者 ・転入前に市外に1年以上居住していた者 ・市内の事業所に正社員として新たに雇用された者 ・雇用開始日から5年以上は新見市から転出しない意思を示した者	交付対象者1世帯あたり20万円を交付 ※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、2人目以降1人につき10万円を加算(上限50万円)	
就農	就農サポート事業補助金	○目的 新規就農者の確保・育成及び就農環境を整備する。 ○対象者 農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者 ○内容 ①借家賃借料の助成 ②借家リフォーム費の助成 ③農地借地料及び土づくり資材費の助成	①借家賃借料の1/2以内で補助金額の上限を1万円／月とし、2年間を限度とする。 ②借家リフォーム費の55／100以内で補助対象経費の上限を90万円とする。1回限り。 ③農地借地料及び土づくり資材費の55／100以内で補助対象経費の上限を10万円／10aとする。1回限り。	
	新規就農者住宅確保事業補助金	○目的 新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。 ○対象者 農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者 ・就農計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修修了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に從事する配偶者がある者 ○内容 ①住宅購入費の助成	①150万円とし、1回限りとする。	
住宅	空き家情報バンク登録制度による情報提供	○目的 市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。 ※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表 ※利用に際して、事前登録等は必要なし		

	空き家活用推進事業補助金	<p>○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。</p> <p>○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人、など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。</p> <p>○案件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと</p> <p>○内容 【購入補助】 次のすべての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p> <p>【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p> <p>【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件すべて満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p>	<p>【購入補助】 補助対象経費×3／10 または ※4／10 上限200万円</p> <p>【改修補助】 補助対象経費×4／10 または ※5／10 上限300万円</p> <p>【家財整理補助】 補助対象経費×1／2 上限20万円</p> <p>※補助率の上乗せがあるのは、以下のいずれかの場合 ①空き家使用者が中学校卒業までの子を養育している世帯 ②空き家の使用者またはその配偶者が40歳以下の世帯</p>
	新見の森と匠を活かす家づくり支援事業	<p>○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。</p> <p>○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築または増改築する市民</p> <p>○要件 以下の要件をみたすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70m<sup>2</sup>以上、増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1m<sup>2</sup>以上使用する場合とする。 ③新築の場合、主要構造材のうち新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む)が建築する住宅であること。</p>	<p>新築 1戸あたり50万円</p> <p>増築 1m<sup>3</sup>あたり2万5千円(上限30万円)</p>
子育て	保育料の減免制度	保護者が子どもを2人以上有している場合、2人目の保育料は、基準額の1／2(半額)、3人目以降の保育料は無料とする。 ※市内の保育所、認定こども園などの利用により適用 ※その他、条件により、他の減免制度などもあり	
	副食費と教材費の無料化	3歳児から5歳児の副食費や教材費について、本市独自で無料とする。 【R1. 10月から開始】	
	子育て支援医療費の助成制度	満18歳になってから最初の3月31日までの子どもの医療費(保険診療分)を、無料とする。【R2. 4から拡充】	
その他	給食のアレルギー対応	原則入学前申請、対象者の状況によりアレルゲンの除去または代替食の提供を行う。	

市町村名	備前市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
都市計画課	○	○	○	○	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	都市整備部 都市計画課	明石 悠平	0869-64-2225

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先
			定住相談員	永田 美穂	0869-64-2225
			主な業務	・移住・定住に関する相談業務 ・空き家の掘り起こし ・移住体験住宅利用者のフォロー ・移住者と移住希望者とのマッチング	

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
			平成27年度	1戸	27泊まで	6件	1件

4 市町村主催の体験ツアーア	【ツアーオの概要】

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	備前市移住体験住宅 (吉永)	備前市への移住を希望される者を対象に、実際に市内で生活体験ができる場を提供するため移住体験住宅を整備。	【対象者】 備前市へ移住を希望されている者 ※新型コロナウイルス感染状況により利用を制限することがあります。	【使用料】 1日1,000円(1泊2日の場合は2,000円) 【利用可能期間】 14泊以上～27泊まで(新型コロナウイルスの感染状況により変更の可能性あり) 【その他】 予約は利用開始日の3カ月前から受付可
		備前市移住調査宿泊費補助事業		
起業	創業塾	備前市への移住を希望している者が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費を補助する。	【対象者】 ・県外に住所を有し、市内への移住を目的としている者 ・住居探し(建物の内見等)、仕事探し(ハローワーク相談、シェアオフィス内見、起業)に取り組まれること ・市内の民間宿泊施設に宿泊すること ・1人2,000円以上の宿泊料金(飲食代を除く)を支払うこと	【補助額】 補助対象者及びその家族が市内の民間宿泊施設に宿泊した日数が1泊につき1人4,000円以内を補助 【限度額】 1年度につき1家族当たり5万円、個人は1人当たり24,000円を限度
	備前市創業奨励金交付事業	雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、「創業塾」を受講した、市内での起業者に奨励金を交付。		
就農等	新規創業者支援事業 (備前市商業振興対策事業)	新規創業に際して、空き店舗、空き家などを小売店、飲食店、事務所として活用見込みのある本市に住民登録のある市民に対して、工事費等の対象経費を補助する。 ※開店後、3年以上事業継続が可能であること。	【要件】 ・独立・自営就農時に49歳以下の者 ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること ・人・農地プランに中心経営体として位置付けられている、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること	【補助額】 工事請負費、備品購入費等の対象経費の1/3 【限度額】 100万円
	備前市農業(経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営農業する認定新規就農者に対し、資金を交付する。		
	備前市就農奨励補助金	市内に住所を有し、新たに農林漁業を經營する者で、将来にわたり事業(年間從事日数250日以上)として農林漁業經營を続けていく15歳以上39歳以下の者(夫婦の場合いずれか一方)に奨励金を交付する。	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円	

住宅	空き家情報バンク	個人が所有する居住していない空き家を、賃貸借や売買するためのマッチングを図るために、「空き家情報バンク制度」を開設。宅建協会及び不動産協会に加盟する不動産事業者に照会し物件仲介業者を探すことができる。	登録無料
	備前市住宅リフォーム事業費補助事業	市民の住環境の向上、定住の促進と地域経済の活性化を図るため、住宅リフォームを行う者に必要な経費の一部を補助する。  【要件】 ・住宅の修繕、補修、模様替え、増築等の工事で補助対象工事に要する経費が200万以上。 ・リフォーム後、その住宅に住む人。 ・令和3年度に備前市住宅リフォーム事業費補助金の交付を受けていない人 ・備前市の市税等の滞納がない人 ・暴力団員等でない人 ・市内業者による施工であること。	【補助額】 補助対象経費の20%を地域振興券にて交付  ※地域振興券の交付時期は、令和5年4月以降を予定。
	備前市若年者新築住宅補助事業	若年者の市内への移住・定住を促進するため、新築住宅及び建売住宅の取得費用に対し補助する。  【対象者】(次の全てに該当) ・市内建築等業者との契約であること ・本市に10年以上定住することを誓約できる者 ・認定申請後、建築工事請負契約又は売買契約を締結する者 ※事後申請不可 ・認定申請日に50歳未満の者 ・市税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと  【要件】 ・対象者が居住することを目的に、新たに住宅を建築するため又は建売住宅を購入するための経費	補助対象経費の10/100 (上限100万円) 同時に土地購入の場合の経費(上限50万円)
	備前市若年者家賃補助事業	若年者の市内への移住・定住を促進するため、家賃の一部を補助する。  【対象者】(次の全てに該当) ・R3.4.4以降に新規に契約した者 ・申請日に申請者が50歳未満 ・市税等を滞納していないこと ・他の公的制度による家賃助成を受けていないこと ・暴力団員が世帯構成員にいないこと  【要件】 ・新規に市内の民間賃貸住宅(県外からの移住者のみアパート可)に居住すること	【補助額、上限】 家賃の2分の1以内の額、月額5万円上限で36ヶ月まで  ※家賃とは、月額賃借料(共益費・管理費・駐車場使用料を除く)から、住宅手当等を差し引いた後の月額をいう
	備前市空き家改修促進補助事業	空家等の有効活用による市内への移住及び定住の促進に資するため、賃貸目的とした空家等のリフォームを行うことに補助する。  【要件】 ・補助対象工事に要する経費が30万以上。 ・市内に所在する空家等の所有者等又は県内に本店等所在する賃貸代行業者であること。 ・リフォーム後において入居した者に1年以上の賃貸等を行うこと。 ・所有者等又は賃貸代行業者 法人にはあっては役員の3親等以内の親族が空家等を使用しないこと。 ・賃貸代行業者については、所有者等の同意を得ていること。 ・市税等の滞納がないこと。 ・暴力団関係者でないこと。	【補助額】 対象経費の3分の1に相当(1,000円未満切り捨て)、上限30万円。
	備前市空家活用促進補助事業 (空き家購入)	市内への移住・定住を促進するため、空家(中古住宅)の購入費用に対し補助する。  【対象者】(次の全てに該当) ・本市に10年以上定住することを誓約できる者 ・交付申請の6か月前までに売買契約を締結し、居住すること ・空家の所有者又は売買を行うことができる権利を有する者が3親等以内の親族でないこと ・市税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと	【補助額】 補助対象経費の10/100  【上限額】 50万円  ※補助対象経費は空家購入費及び空家購入に伴う土地購入費【住宅用地のみ】
子育て	備前市空き家片づけ応援補助事業	備前市空き家情報バンク制度への登録を推進し、市内に所在する空き家の有効活用を通して、市内への移住・定住促進を図るため、登録物件の家財道具等を搬出及び処分する費用に対し補助する。  【対象者】 ・空き家の所有者 ・市外在住者が、市内への定住を目的として空き家を購入し、入居前又は入居後6ヶ月以内に実施することができるること ・所有者と購入者が3親等以内でないこと ・市税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと	【補助額】 補助対象経費の2/3  【上限額】(20万円) ※補助対象経費が10万円以上のもの
	保育料無償	負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から満4歳・満5歳児の保育料の無料化を開始。28年度からは、対象年齢を満1歳から満3歳の園児も対象、さらに、29年度からは、0歳児も対象となり、完全無償化とする。  【対象者】 ・満0歳から満5歳の園児(※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断) 【要件】 ・保護者とお子さんが備前市に居住し、住民登録をしていること	保育料が無料 ※ただし、実費部分である給食に要する材料費、教育・保育に直接必要な保育材料費及び教材費、一般生活費等は負担あり
備前市子ども医療給付	子ども健診	子どもの健康保持及び増進に寄与とともに児童福祉の向上に資するため、子どもの医療費を市が助成する。(原則無料)  【対象者】 ・出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ・備前市に住所を有すること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること	保険適用外の医療費や医療材料、入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種は助成対象外
	保育料無償		

出産応援特別給付金	新型コロナウイルス感染症対策のため外出自粛を行い、人と人との接触を最大限削減するなど、大変な時期のなか、無事出産されたことに敬意を表すとともに、子育てへの応援と家計への支援を行うことを目的とする。	【支給額】 新生児1人につき10万円
備前市出産祝金支給	【対象者】 ・出生の日を含み6ヶ月以上市内に居住し、給付金申請の日以降も引き続き市内に居住する意思を有する者 ・住民基本台帳法の規定により、新生児と同一の世帯として住所を有する者 ・市税を滞納していないこと ・マイナンバーカードを所有している者  【支給額】 新生児1人につき10万円	
小・中学校給食費・学用品費無償化	【対象者】 ・出産の日を含み6ヶ月以上市内に居住し、出産の日後引き続き市内に居住する意思を有する者 ・住民基本台帳法の規定により、新生児と同一の世帯として住所を有する者 ・市税を滞納していないこと  【対象者】 ・備前市立の小・中学校に在籍している児童・生徒	①給食費は無料 ②学用品費は他制度に準じて対象経費を無料
放課後児童クラブ	放課後帰宅しても、勤労等により保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、遊びや生活の場を提供しています。	全ての小学校区にて開設
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方がネットワークをつくり、助け合う会員組織です。 【会員の種類】 依頼会員：生後3か月から10歳未満の子どもを育てている人 提供会員：健康で援助活動に熱意を持っている人 【サポート内容】 ・保育園、こども園等の施設までの送迎 ・保育園、こども園等の開始前や終了後の子どもを預かること ・放課後児童クラブ終了後の送迎及び子どもを預かること ・子どもが軽度の病気の場合、終日子どもを預かること ・その他保護者の必要に応じて	【利用料金】 登録料：500円（新規登録時） 保険料：500円（年度に1回1年分として） 平日7～19時：600円/時 土日祝7～19時：700円/時 軽度の病児保育7～19時：800円/時
ひとり親家庭への支援	①高等職業訓練促進給費金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、1年以上養成機関等で修業する際に、修業期間4年を限度に高等職業訓練促進給付金を支給する。  ②自立支援教育訓練給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。	【支給額】 ①70,500円/月または100,000円/月を1年以上4年間を限度に支給  ②12,000円以上の受講費用の6割（上限20万円）を支給
未熟児養育医療費支援	養育のために病院または診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担する制度。  【対象者】 備前市に住所があり、医師が入院を認めた1歳未満の乳児	支給額は所得に応じて変わるため、要相談
弱視等治療用眼鏡等購入費助成	医師の指導のもとに弱視または斜視の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合は、購入費の一部を助成する。  【対象者】 ・満9歳から満15歳になって最初の3月31までの者 ・前回購入から2年間経過している者 ・世帯員に市税の滞納がない者	【助成額】 購入金額に10分の7を乗じた額で、上限3万円
備前まなび塾プラス	①土曜日・長期休業講座 支援者の指導のもと宿題や問題集など自主学習を行います。登録制で最も寄りの公民館に塾生が通います。主に土曜日と長期休業中に開催します。  ②体験活動講座 英語体験教室、自然体験教室など、子どもの知的好奇心を刺激し、学校での学びの基礎となる活動を行います。学び方を学んだり、郷土の良さを理解したりする内容も含んでいます。参加者を募集し、土曜午後・日曜・祝日などに実施します。	主に小中学生を対象とし、2講座両方の受講も可能。
子育てひろば等	子育て世帯が気軽に集い、情報交換や仲間づくりができる子育て支援拠点が市内各所にあります。野外の交流広場などもあり、学校や団体とは違った友達関係を築くことができます。 備前市の子育て情報サイト「ひせんっこ子育て情報ネット touch！」で確認してください。	各拠点とも利用無料
その他	結婚新生活支援事業  【対象者】 令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し、令和5年3月31までに夫婦ともに市内に居住した世帯が対象。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満39歳以下であること。 ・前年の所得を世帯で合計した額が400万円未満であること。(ただし、次の場合にあっては、それそれに掲げる計算方法により算出して得た額が400万円未満であること。(補助金の交付申請の時点において無職である者については、所得なしとする。貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。) ・他の公的制度による家賃補助等又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けていないこと ・市税等を滞納していないこと ・市内に定住する意思があること	住居費及び引越し費用の合算額(これらの費用について勤務先等から住宅手当又は移転手当(これらに類する手当を含むものが支給されている場合にあっては、当該住宅手当等の額を控除した額)とする。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満29歳以下の新婚世帯 60万円 ・上記以外の新婚世帯 30万円

不妊治療支援事業	<p>令和4年4月から不妊治療が保険対応となることに伴い、岡山県が実施している岡山県不妊治療支援事業が令和3年度で終了しました。令和4年度についても、国の方針に準じた経過措置を県が実施することから、市でも令和4年度は県で助成を受けた人については、引き続き助成を実施します。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>次のいずれにも該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業(以下単に「特定治療支援事業」という。)の助成が決定された者であること。</li> <li>(2) 助成金の申請日において、夫婦の双方又はそのいずれか一方が市内に1年以上住所を有し、かつ、法律上の婚姻をしている夫婦であること。</li> <li>(3) 医療保険各法の被保険者又は被扶養者であること。</li> <li>(4) 助成金の申請日において、対象者及びその属する世帯の世帯員に市税の滞納がないこと。</li> <li>(5) 同一の特定不妊治療に関して、他の自治体(岡山県を除く。)から同様の助成を受け、又は受けける予定でないこと。</li> </ol>	<p><b>【補助額、限度額】</b></p> <p>岡山県不妊治療支援事業を除いた額の1/2以内とし、1回あたり15万円を上限とする。</p> <p>※特定不妊治療の一環として、精巣又は精巢上体から直接精子を採取する治療(TESE, MESA等)を行った場合、岡山県不妊治療支援事業助成金を除いた額の1/2以内とし、1回あたり15万円を上限として助成額を上乗せする。</p>
不育治療支援事業	<p>(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医による不育症と診断された者が受けたる治療行為にかかる治療費について助成する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>不育治療を受けている人であって、下記の全ての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻後1年以上経過している夫婦であること。</li> <li>・現在婚姻相手との間に子(養子を除く)を出産していない。がいること。</li> <li>・不育治療を開始した時から申請に至るまでの間、夫婦がともに備前市に住所を有していること。</li> <li>・夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること。</li> <li>・助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。</li> </ul>	<p><b>【補助額、限度額】</b></p> <p>1回の治療に対する助成金の額は当該治療に係る治療費等の額の範囲内とし、1回につき30万円を限度とする。</p>
備前市移住支援金事業	<p>1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けて、本市に移住され5年以上定住される者に移住支援金を交付する。</p>	<p><b>【補助額、限度額】</b></p> <p>2人以上の世帯100万円、単身は60万円</p>
定住相談会開催等事業定住奨励金支給 (東備西播定住自立圏形成推進協議会)	<p>赤穂市・上郡町・備前市で構成する東備西播定住自立圏形成推進協議会が実施する定住相談会開催等事業(相談会)により圏域に定住した者に対し、定住奨励金を支給する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談事業の参加者であること</li> <li>(2) 相談事業の参加時に、圏域外に住所を有し、かつ、居住していること</li> <li>(3) 相談事業の参加時に、アンケートに申請者の氏名、生年月日、住所等本人確認ができる情報を記載すること</li> <li>(4) 相談事業の参加後、1年以内に圏域内に居住し、かつ、引き続き居住する意思があること</li> <li>(5) 過去に奨励金を受給していないこと</li> </ol>	<p><b>【奨励金額】</b></p> <p>1世帯あたり5万円</p>
小中学校給食のアレルギー対応	<p>アレルギー診断書をもとに、聞き取りで面談調査を行い、乳・卵を基本に除去食の対応をしている。</p>	
産後ケア事業	<p>産後3か月未満のお母さんと赤ちゃんで、心身の不調や育児不安がある人や、家族等から産後サポートが得られない人が利用できる制度。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備前市に住民票があること</li> <li>・出産後3か月未満のお母さんとそのお子さん</li> <li>・お母さんの体調の不調や子育てに関して不安のある人</li> </ul> <p><b>【サービス内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産後のお母さんの健康状態のチェックや乳房ケア</li> <li>・沐浴、授乳指導</li> <li>・お子さんの健康状態や体重のチェック</li> <li>・子育てに関する相談</li> </ul> <p><b>【利用可能単位数】</b></p> <p>1回の出産につき6単位まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊型ケア:1単位/1泊2日</li> <li>・デイサービス型ケア:1単位/日</li> <li>・家庭訪問型ケア:1単位/回</li> </ul>	<p><b>【助成額】</b></p> <p>①生活保護受給世帯、市民税非課税世帯 ・宿泊型ケア:17,500円/単位 ・デイサービス型ケア:13,500円/単位 ・家庭訪問型ケア:5000円/単位 (2回目以降4250円/単位)</p> <p>②上記に属さない世帯 ・宿泊型ケア:15,000円/単位 ・デイサービス型ケア:12,000円/単位 ・家庭訪問型ケア:4000円/単位 (2回目以降3500円/単位)</p>
奨学金等	<p>①備前市奨学資金貸付金</p> <p>将来社会に貢献し得る人材を育成するため、学習意欲が旺盛な学生に奨学資金の貸付を行う。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>高等学校、専攻科、高等専門学校、大学及び専修学校に在学する者で、その保護者が市内に住所を有している者。</p> <p><b>【貸付期間】</b></p> <p>正規の最短就学年限</p> <p><b>【募集期間】</b></p> <p>募集期間中に応募</p> <p>②定住促進奨学金返還補助制度</p> <p>市内に居住し、令和4年4月以降に備前市圏域(備前市、岡山市、瀬戸内市、赤穂市、美作市、和気町、赤穂市、上郡町)に就業した方を対象に、奨学金の返還の一部を補助する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日時点で、就業日から起算して1年以内であり、かつ年齢が満30歳未満であること</li> <li>・次のア～ウのいずれかの奨学金の貸付を受けおり、将来返還予定であること</li> <li>ア (独)日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金</li> <li>イ (公財)岡山県育英会の育英奨学金・修学奨学金</li> <li>ウ 備前市奨学資金貸付金</li> <li>・大学等を卒業または前職を退職した翌月から備前市の住民基本台帳に記録され、かつ令和4年4月以降に備前市圏域の事業所等において常用労働者として就業した者</li> </ul>	<p><b>【金額等】</b></p> <p>①備前市奨学資金 学校的種類、奨学金の種別によって金額が違うので、要確認</p> <p>②定住促進奨学金返還補助制度 3年間分の奨学金返還実績額で1区分ごとに54万円が上限</p>

市町村名	瀬戸内市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
企画振興課	○	○	○	○			随時 実施主体 瀬戸内市移住 交流促進協議会	希望応じ て個別対応 (基本コースあり)	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総合政策部企画振興課	松井 隆明	0869-22-1031

2 移住専門相談員の有無	○ 有 無	名称	氏名	連絡先	
		移住推進員	菊地 友和	0869-22-1031	
		主な業務	移住希望者の相談対応、移住関連情報の収集及び提供、移住推進に係る各種イベント及び広報等の企画実施、瀬戸内市移住交流促進協議会事業の推進、移住者の定着支援、地域の受入体制整備の推進等		

3 お試し住宅の有無	○ 有 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		27	教員住宅 3棟	1週間以上 3ヶ月以内	4	1

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】 瀬戸内市移住交流促進協議会が、以下5つのコースを基本としたオーダーメイド型の体験プランを設定。随時申し込みを受け付け、個別案内を実施。滞在場所の紹介も行う。 「農」：市で代々農業を営んできた人、移住して新しく農業を始めた人など、市内の農家を実際に訪問するコース 「食」：移住先の食生活が気になるという方、移住して飲食店、食品加工業などを始めた方向けのコース 「創」：モノ作りが好きな方、移住してモノづくりで生計を立てたい方などの参考になる拠点を巡り、体験するコース 「住」：家探しや買い物、交通機関などの生活環境を確認するコース 「育」：子育て中のの方やこれから出産を考えている方などに、小学校や幼稚園、保育園、図書館などの施設を巡り、見学するコース ※季節、曜日などによって訪問可能な施設が変動する場合あり ※希望日の1ヶ月前までに連絡・相談が必要
---------------	--

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	牛窓お試し住宅 長船お試し住宅 邑久お試し住宅	牛窓お試し住宅 長船お試し住宅 邑久お試し住宅	移住を希望している県外在住の方に対して、本市での生活体験機会と住宅や仕事確保の拠点を提供する。	・1週間以上3ヶ月以内で利用可能 ・賃料付 日額1,300円程度
起業	創業支援ネットワーク	市内で起業・創業する方に対して、関係機関と連携したワンストップ相談対応や創業塾の開催等を行い、起業・創業する方を支援する。	・株式会社設立時登録免許税の減免(資本金の0.7%~0.35%) ・無担保、第三者保証なしの創業関連保証 ・創業奨励金の交付(10万円)	
	事業承継奨励金	小規模企業者等の事業承継を推進し、事業の承継者の増加を図ることで、活気ある地域を維持するため、後継者を求める市内の小規模企業者等の事業を承継する者に対し、奨励金を交付する。	・奨励金の交付(10万円)	
	事業承継推進補助金	小規模企業者等の事業承継を円滑に進めるため、承継者又は被承継者が行う事業承継に必要な施設や設備を整備する経費に対し、補助金を交付する。	・事務所又は事業所の改修費等の施設の整備に要する経費等に対する補助金の交付(補助率1/2、上限100万円)	
就農	農林漁業就業奨励金	新たに市内で将来にわたり専業として農林漁業に従事する39歳以下の方に対して、奨励金を支給する。	後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型各5万円	
住宅	分譲宅地販売事業	宅地を供給し、定住人口の増加を図るため、市が分譲する牛窓西浜団地の宅地を販売する。	・1区画70坪程度 ・1区画400万円台	
	協働の空き家活用促進事業補助金	IJUコンシェルジュの支援を受けて空き家を購入または借受けた移住者が、居住のためにその空き家を改修等する場合、補助金を交付する。	・IJUコンシェルジュの推薦が必要 ・空き家の改修工事費の1/2(上限30万円)を補助	
	定住促進補助金	市が販売する分譲宅地を購入し、住宅を建て、住民票を当該地に移した方に対して、補助金を交付する。	・当該分譲宅地の30%を補助	
子育て	こども医療費給付事業	子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、18歳になった最初の3月31日までの者に対し、医療費の無料化を行う(医療費の自己負担額の助成)。	・高校3学年卒業まで医療費が無料	
	すくすくチャイルドサポート事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、市内協力店舗で紙おむつや育児用ミルク等の育児用品を購入することができる「すくすくチャイルドチケット」を満2歳到達月まで交付する。	・子ども1人当たり月額3,000円分(1,000円分のチケット×3枚)	
	病児・病後児保育事業	病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児ができない子ども(市内在住の小学校6年生まで)を一時的に預かる。	・市内では2施設実施 ・利用料は1人1日当たり2,500円	
	一時保育事業	保護者の仕事や急な用事・病気などの事情や、家庭での子育て負担軽減などのため、市内在住の就学前の子ども(保育園等の在園児は対象外)を一時的に預かる。	・実施園 6園 ・利用日数 1か月13日以内 ・利用料 半日1,000円、1日2,000円	

	子育て支援センター	子育て家庭や地域住民が気軽に集い交流できる場。センターでは、子育てに関する相談や子育ての情報提供を実施。	・市内5施設
その他	IJUコンシェルジュ	移住希望者をきめ細かくサポートするため、地域の住民団体が暮らしや住まいに関する情報提供や、アドバイス、移住相談に対応する。現在、牛窓地域、邑久町篆掛地区、邑久町本庄地区に配置。	・空き家情報の提供 ・地域の生活習慣、資源情報の提供 ・移住希望者へのアドバイス ・現地の案内
	地産地消による食育推進	・地元の農家や商店、JA、学校給食調理場、栄養教諭と連携して地場食材を使用した学校給食を推進 ・農業体験、出前講座、料理教室、自然体験などの食育体験学習の実施	・食育体験学習メニュー12種
	リモートワーク推進事業者支援補助金	瀬戸内市移住交流促進協議会(愛称「とくらす」)がリモートワークを推進する企業や個人向けに提供するリモートワーク体験プランを利用する場合、利用に際して負担する交通費に対して補助金を交付する。	・「とくらす」が行うリモートワークタウン会員制度に登録した県外の企業または個人が対象 ・交通費の1/2(上限16,000円)を補助
	給食アレルギー対応	(保育園・こども園) ・申込要。除去食、代替食あり(場合によって) (幼稚園・小中学校) ・学校給食としては対応できていない。アレルギーがある生徒は、保護者が入学時にその旨を申請し、以降は随時、先生と当該生徒保護者で対応を協議する。	

市町村名	赤磐市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
政策推進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総合政策部 政策推進課	廣政 由香	086-955-1220

2 移住専門相談員の有無	○ 有 無	名称	氏名	連絡先		
		移住コンシェルジュ	森下 良一	086-955-1220		
		主な業務	・移住に関する相談業務、情報発信 ・空き家の利活用に関すること			

3 お試し住宅の有無	○ 有 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアーア	【ツアーオの概要】

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等				
起業	赤磐創業塾 産業支援センター	市内で起業・創業を希望する人を対象としたセミナーを開催 起業・事業継承や販路開拓など中小企業診断士が相談支援を行う。	企業、金融機関、商工会等専門家による、起業・創業に必要な知識を習得するための講座	
就農	就農等支援センター	新規就農者の確保や担い手の育成を推進するため平成29年4月より開設		
住宅	空き家改修費補助金事業 ※県補助事業を利用	空き家を改修して移住を希望する人を対象に、その改修費用の一部を補助する。 *対象者(すべての用件を満たすこと) 県外からの移住であること(転勤・通学によるものを除く) 改修後の物件に3年以上居住すること。 岡山県への転入予定または岡山県へ転入後1年内の者 親族の所有する物件に居住するUターンでないこと *対象住宅 赤磐市が運用する空き家情報バンクへの登録物件であること 賃貸契約または売買契約が成立していること。	補助額 対象工事費の1/2 (上限1,000千円) 対象工事内容 台所、トイレ、浴室、内装など家屋部分の改修 ※簡単な改修、トイレや浴室の設備の設置は対象外	
	定住促進奨励金	下記の分譲宅地を取得し定住する人を対象に、奨励金を交付する。 *所定の分譲宅地を取得し、延べ床面積が50平方メートル以上の居住用住宅を新築していること。 *対象住宅の宅地売買契約を締結後1年内に定住希望者が居住を開始し、引き続き5年間以上定住することが見込まれるもの。  [分譲宅地] 安岡住宅団地宅地分譲、にぼりグリーンタウン、大池分譲宅地、中河内分譲宅地	交付額 (1戸 20万円) ※義務教育以下の子供がいる場合は一人当たり20万円加算 ※太陽光発電システム、蓄電池、HEMSを設置する場合はさらに20万円加算	
子育て	こども医療費給付制度 保育料負担軽減制度 りんくステーション 高等学校等通学費補助金	高校生までの医療費自己負担額を助成。 保育園・幼稚園に通う児童がいる多子世帯を支援。 子どもや子育てに関する相談窓口(子育て世帯包括支援センター)、障害に関する相談窓口(障害者基幹相談支援センター)、発達障害に関する相談窓口(発達障害支援センター)、をまとめた相談窓口。 高等学校等に通学する費用の一部を補助。	中学生まで:負担額無料 高校生まで:負担額1割 第2子半額 第3子無料  補助額 地域・通学先による	

その他	赤磐市新婚世帯家賃補助	<p>婚姻届提出後2年以内に赤磐市で賃貸住宅を契約した新婚世帯を対象に家賃の助成を行う。</p> <p>*対象者 平成28年4月以降に賃貸契約を締結し入居した人 申請日現在で夫婦とも40歳未満 夫婦とも住宅所在地に住所があり、赤磐市税の滞納がないこと。など</p> <p>*対象経費 民間住宅の家賃</p>	<p>補助額 1世帯あたり 月額1万円 最長12か月 ※実質家賃負担額が1万円に満たない場合は、その額とする。</p>
	赤磐市結婚新生活支援事業補助金	<p>令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻された世帯に住宅購入費、賃料、引越費などを補助</p> <p>*対象者(すべての要件を満たすこと) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までまでの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること。 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。 入居対象となる住宅が赤磐市内にあること。など</p> <p>*対象経費 住居取得費用(新築、購入) 住居リフォーム費用 住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) 住宅への引っ越し費用</p>	<p>1世帯あたり上限30万円 ※ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯は1世帯当たり上限60万円</p>
	赤磐市結婚祝い金	<p>赤磐市が主催又は共催する婚活イベントにて出会った方と婚姻し、夫婦とも2年以上赤磐市へ居住する新婚世帯に祝い金を交付</p> <p>* 対象者 夫または妻が赤磐市以外へ居住していた人 婚姻届提出後、2か月以内に夫婦とも赤磐市へ居住を移し、引き続き2年以上居住すること。 夫婦とも市町村民税に滞納がないこと。など</p>	<p>交付額 1組 20万円</p>
	24時間電話健康相談	24時間体制で医療スタッフがフリーダイヤル電話による健康相談に対応。	相談料:無料 相談時間:制限なし
	給食の除去食対応	市内の小中学校において、事前調査にてアレルギーのある生徒、児童を調査。アレルギー源除去食にて対応。代替え食なし。 ※公立保育園については、全園対応可能。幼稚園については、お弁当の負担が必要。	
	移住支援金	東京23区等から転入し、県が運営している就職マッチングサイトの会社に就職した場合等に支援金を支給する。	<p>単身 600千円 世帯 1,000千円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満1人につき30万円を加算</p>

市町村名	真庭市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
真庭市交流定住センター	○	○	○	○	未定 (決定次第 交流定住サ イトで紹介)		1組様から常時 受付	ご本人 との打 ち合わせで決 定	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	交流定住推進課	村松 諭	0867-42-1179

2 移住専門相談員の有無	○ 有 無	名称	氏名	連絡先		
		真庭市交流定住センター	池田 恭子(センター長)	0867-44-1031		
		主な業務	移住定住の相談窓口(窓口、電話、メール、オンライン等各種相談対応可) 移住体験ツアーアーの実施、移住後のフォロー、空き家情報バンク業務 地域おこし協力他活動支援 市民、移住者、企業、行政等のネットワーク構築支援 フリースペース、シェアオフィス、コワーキング機能 市民活動の支援(会議室や会議機材等貸し出し、HP作成支援)など			

3 お試し住宅の有無	○ 有 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		古民家から 昭和まで	・古民家(3棟貸し切り) ・旧教員住宅(3棟13部屋) ・専用住宅(1棟貸し切り)	1年未満	19件	7件

4 市町村主催の体験ツアーアー	【ツアーアーの概要】
東京23区がすっぽり入る828平方キロ、南北に50キロという広大な面積の真庭市は、地域ごとの特性が豊か、かつ多様で、とても簡単にご紹介することができません。 そのため、相談者様と事前に丁寧な打ち合わせを行い、ご希望に応じて1件1件、プライベートツアーアーとしてご案内を行なっています。 「こんな場所に行きたい」「こんな人に会ってみたい」、「どんなご要望にも真庭を知り尽くしたスタッフがお応えします！」	

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等		真庭市おためし住宅	●目的:真庭の風土や気候を体感、あるいは地域との交流、就業体験、住宅探しの拠点としていただき、移住につなげる。 ●対象:真庭暮らしを身近に体験したい人(単身者、世帯) ●要件:最長1年利用可能	・古民家(3棟貸し切り) ・旧教員住宅(3棟13部屋) ・専用住宅(1棟貸し切り) 家賃 ひと月20,000円~
起業		起業支援事業	●目的:市内産業の振興・活性化、及び移住定住や経済活性化を図る ●対象:起業の日に市内に住所を有している方、市内に事務所を設置、または設置を予定している方、市税を完納している方 ※既に事業を営んでいる場合や他の補助金を受けている場合、農業・医療業を営む場合等、一部対象にならない場合あり	●補助額:上限100万円 ※まにわ創業塾で特定創業支援事業証明書を取得した方は上限150万円まで拡大 ●補助率:1/2以内 ●対象経費:設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費等
		まにわ創業塾	●目的:創業に関する知識を身に付けていただく ●対象:新たに創業を予定している方、創業の知識を身につけたい方 等 ●時期:1月(年1回(毎週土曜日の全4日間))※無料 ※受講者には、追加支援が受けられる特定創業支援事業証明書を発行 ※(公財)岡山県産業振興財団が実施する下記セミナー等を受講した場合も証明書を発行 ●セミナー等:「プレ・インキュベーションセミナー」及び「女性創業支援研修」	●支援内容 ・起業支援事業に係る補助金限度額拡大(上限100万円→150万円に拡大) ・株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置 ・日本政策金融公庫新規開業支援金の貸付利率引き下げ
就農		地域就農オリエンテーション	●目的:意欲あふれる新規就農者を確保する。 ●対象:新たに県内で農業を始めようとする方 ●内容:各地域の農業の紹介、新規就農研修の受け入れ態勢の説明、農家見学、先輩農家等との意見交換等を行う	●受講メリット ・現地見学会で研修先の農家、関係者からの情報を得ることができる ・地元に精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる
		新規就農研修	地域就農オリエンテーション参加者を対象に岡山県が実施する県内で就農を希望する55歳未満を対象とする研修で、農家生活を体験する「農業体験研修」(1か月)とその後本格的な就農に向けた準備を行う「農業実務研修」(2か年以内)の2段階がある。真庭市ではビオーネットマトが対象品目となっており、農業実務研修生には年額150万円の交付金に加え、真庭市で研修サポート費用として年額30万円を交付。	「農業実務研修」期間は年額150万円程度の研修費が県等より支給される 農業実務研修の対象者には、真庭市独自に最大年額30万円の追加支給を行う
		真庭いきいき帰農塾	●目的:農業の新たな担い手確保を目的に、農業に興味のある市民を対象にした講座を開催している。 ●対象:農業に興味のある、農業経営を始めた市民(中高年中心) ●内容:野菜、トマト、ブドウ、花きの各コースで、基礎から応用まで1年間	●受講メリット ・地元に精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる ・参加費 1,000円

	就農奨励金	新たに農業に従事する方で、将来にわたり専業(年間農業従事日数250日以上)として農業経営を続けていく、15歳以上39歳未満の方を対象に奨励金を支給する。	支給額:5万円(1回限り)
住宅	空き家情報バンク	●目的:個人が所有する、現に居住していない市内の住宅(空き家)について、販売・売買したい人と、移住を希望し、空き家を求める人とのマッチングを図る。※マッチングは確約できません	
	空き家活用 定住促進 補助金(取得・改修)	●目的:真庭への移住促進及び空き家の活用、さらには市内建築業者を利用することにより、経済活性化や雇用安定を図る。 ●対象:3年以上市外に居住し定住意思をもって転入する人で転入後3年を経過しない人(配偶者・扶養加算あり) ●内容:空き家購入、及び購入に伴う改修・土地購入・諸経費等 ※購入に伴う改修の際に、耐震診断や耐震改修を併せて実施する場合は、別途補助制度あり	・取得:取得費の1/3、上限80万円 ・改修:工事費の1/3、上限80万円
	空き家 家財道具等 撤去 補助金	●目的:空き家情報バンクの登録を促進とともに、同バンク利用者の経済的負担を軽減する。 ●対象:情報バンクに登録された物件の所有者または利用者 ●内容:家財道具等の処分費用、片付業者への委託料、家電リサイクル等法定費用 等	・処分に係った経費の10/10・上限12万円
子育て			
その他	新婚さんバックアップ事業	●目的:真庭での新婚生活を応援する。 ●対象:以下のすべてを満たす新婚世帯 ①令和2.7.1～令和4.3.31日までに婚姻届受理 ②夫婦ともに50歳未満 ③申請日及び交付日において真庭市に住民票を有する ④夫婦の令和元年分の所得合計が430万円未満 ⑤真庭市税の滞納がない ●内容:令和2年1月1日以降に支払いをした、新規住宅取得費、新規住宅賃貸費、結婚に伴う引っ越し費(業者に払ったもの)、自宅改修費	・合計額での上限額 70万円 ※住宅費のうち賃貸にかかる経費は初年度上限30万円とし初年度を含む3か年度まで補助 ※自宅改修費については上限20万円
	奨学金制度	経済的理由により就学が困難な高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院等に進学、又は在学する学生等で、保護者が真庭市内に居住している方を対象に奨学金の貸付を行っている。	・高等学校・高等専門学校(1～3学年):月額2万円以内 ・大学・短期大学・高等専門学校(4～5学年)等:月額3万円以内
	奨学金制度(看護人材)	看護師及び准看護師を養成する市内施設に在学し、将来において真庭市内の医療機関及び福祉施設に看護師等として就職する意思のある方に奨学金を貸し付けている。	看護科1～3年生:月額15,000円 専攻科1～2年生:月額30,000円

市町村名	美作市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画情報課									○	/	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課 企画情報課	担当者名 平田 理佐	連絡先 0868-72-6631
----------	---------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	整備年度 H23 H24	活用施設 2戸 1戸	利用単位 6か月から	R3年度利用件数 4件	うち移住件数 3件
------------	--	--------------------	------------------	---------------	----------------	--------------

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
---------------	----------

5 移住・定住支援制度	区分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅	○対象者 1. 現在、美作市外へ在住の方。 2. 美作市への移住を希望されている方。 3. 地元集落の自治会活動等へ参加する意欲のある方。 4. 利用期間中、1名以上が常時滞在出来る方。	○使用料 ・1号棟: 2万円/月 ・2号棟: 3万円/月 ・3号棟: 3万円/月 ○利用可能期間 6ヶ月から1年(最長1年) ○住宅設備 ・上水道・下水道・光ケーブル ・家電製品等 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・ガスコンロ) ○その他 ・CATV・NTT光インターネット ・光電話は別途料金が必要 ・光熱水費は全て自己負担	
	起業			
就農	就業奨励金支給事業	美作市で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする39歳以下の者を支援する制度	奨励金5万円	
	青年就農給付金(経営開始型)事業補助金	美作市で新たに農業経営を開始した50歳未満の者を支援する制度	上限150万円 (最大5年間)	
	農業実務研修事業補助金	美作市で新たに農業経営を開始するために必要な技術等を習得する、55歳未満の者を支援する研修制度	上限150万円 (最大2年間)	
	美作市就林事業奨励金制度	美作市で新たに林業経営を始めた者、又は林業に就職した者を支援する制度。	奨励金10万円	
住宅	美作市みまさか移住定住住宅補助金 R2.4.1～R7.3.31	市外への人口流出の歯止めを図り、市外からの移住の促進により、定住人口の増加、活力ある地域づくりを推進するため、美作市内に住宅を建築した者、住宅を購入した者又は3親等以内の親族の住宅を継承(相続、贈与)した後、そのリフォームを行った者に対し補助金を交付する。  ○対象要件 ・申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること。 ・補助金交付後5年以上定住する意思のある者。 ・申請期間は住宅の所得日(登記日)から1年以内。 など  ○種類: 新築住宅補助金、中古住宅補助金、ふるさと後継ぎ支援補助金	○新築住宅補助金 新築住宅を建築または購入費用の1/10(上限40万円) ○中古住宅補助金 中古住宅購入費用の1/10(上限30万円) ○ふるさと後継ぎ支援補助金 リフォーム費用の1/2(上限30万円) ※加算 【市内事業者加算】建築・購入、リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(5万円/人) 【光ケーブル加算】対象工事に併せて光ケーブルの工事をした場合(費用の1/2、上限3万円) 【宅地購入加算】申請者及び配偶者のどちらかが50歳未満の場合(費用の1/2、上限10万円) 【中古住宅改修加算】中古住宅補助金の対	

	美作市ふるさと住宅リフォーム補助金 R2.4.1～R7.3.31	<p>空き家の利活用により、市外からの移住を促進し活力ある地域づくりを推進するため、美作市空き家情報バンク制度運営要綱で定める空き家情報バンクに登録した家屋の増改築に要する費用に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件        -空き家情報バンクに登録された家屋を増改築し、補助金の交付を受けた日から5年以上賃貸契約を行おうとする者、または賃貸契約により居住する者。        -市税等に滞納がないこと。        -自己資金により住宅をリフォームしていること。など</p> <p>○種類：ふるさと我が家リフォーム補助金、ふるさと賃貸リフォーム補助金</p>	<p>○ふるさと我が家リフォーム補助金        空き家所有者がリフォームする費用の1/2以内(上限30万円)        ○ふるさと賃貸リフォーム補助金        空き家賃借者がリフォームする費用の1/2以内(上限30万円)        ※加算        【市内事業者加算】リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円)        【光ケーブル加算】対象工事に併せて光ケーブルの工事をした場合(費用の1/2、上限3万円)        【児童生徒加算】ふるさと賃貸リフォーム補助金対象者の世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(5万円/人)</p>
子育て	不妊・不育治療支援事業	<p>不妊・不育治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るために治療費を助成する。</p> <p>○対象者・要件        -美作市に住所を有すること        -対象者及びその世帯員に市税の滞納がないこと。        -申請年度において他の市区町村が実施している、不育治療に関する助成制度の適用を受けていないこと。</p>	<p>保険適用外の治療及び検査費用        不妊治療：助成上限20万円(治療費の2/3以内)        不育治療：助成上限30万円</p>
	病児・病後保育事業	<p>美作市立大原病院の病児・病後保育室において、急な病気や病気の回復期のため、集団または家庭での保育が困難なとき、保護者に代わって子の保育を行う。</p> <p>○対象者・要件        -美作市に住所を有する、又は保護者が美作市内に勤務をしている、生後6ヶ月から小学校6年生までの子。        -病気の回復期に至っていない、又は回復期であっても安静にしておく必要がある子。        -保護者が、仕事や病気などで家庭での保育が受けられない子。        -原則予約制、定員2名(事前登録が必要、当日の登録も可能)</p>	<p>○利用料        1日：1,500円        ※生活保護、ひとり親家庭医療費受給世帯は1,000円        ※市外在住者は2,000円        ※希望者のみ別途給食代400円</p>
	発達支援センター	乳児から中学卒業(必要に応じて高校生にも対応)までの保護者が、子の成長発達で心配なことを相談できる。また、入園・就学時など成長段階にあわせて切れ目ないサポートを受けられる。	<p>○発達支援教室        発達面が気になる、育ちに困り感があるなどの相談を受けたり、子への関わり方や子育てのポイントを学べる。        対象者：就学前までの子とその保護者</p>
	親子電子手帳サービス事業	希望者に親子手帳の電子サービスを開始します。親子健康手帳の記録から、美作市の情報までスマートフォンやタブレットで簡単にサポートできるアプリ。	予防接種や検診の管理が簡単に出来る。
	ひとり親世帯移住定住促進補助金	<p>○対象者・要件        -令和3年1月1日以降に美作市に転入と同時に賃貸住宅に入居し、同居するひとり親世帯        -転入の時点から日引き続いた賃貸住宅に居住していること        -転入日から3年以上継続して市内に居住する意思があること</p>	賃貸住宅賃貸者契約に定められた賃借料(共益費、駐車場料金、光熱水費を除く)から住宅手当等の補助を差し引いた額(1月当たり上限20,000円)を申請した月から36ヶ月間
	出産祝い金	(支給対象者)H29.4.1日以降に生まれた子で、生まれた子と同居している父又は母で次のいずれにも該当していることが必要。 1.出生において生まれた子と同じ世帯で美作市の住民基本台帳に登録されている事。 2.乳幼児健診証を受信している事。 3.支給対象者及びその配偶者のいずれも市税の滞納がないこと。	第1子5万円、第2子5万円、第3子以降20万円の祝い金を支給します。(H31.3.31.日以前に生まれた子については第1子3万円)
その他	タクシー利用補助事業	運転免許証のない高齢者、障害者を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	タクシー料金の半額(上限50,000円)
	新婚さんいらっしゃい事業	平成31年4月1日以降に婚姻し、美作市内に住民登録のある新婚夫婦に対し最長で3年間給付します。	給付金10万円/年度を最長3年間
	若者移住定住促進給付金	(支給対象者)高等学校等に通学することを目的として、美作市外から美作市内に生活の本拠を移した方に給付金を支給します。	1月あたり5千円。但し、高等学校から生活の本拠を移す事により奨学金等を交付されている場合は1万円を上限として同額を支給します。
	美作市学校給食における食 物アレルギー対応	学校給食は児童・生徒の新進の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである事に鑑み、全ての児童・生徒が安心かつ楽しく給食をたべられるよう食物アレルギーに「かかる対応をする。 対象者は、各幼稚園・小学校・中学校の児童・生徒で医師から「学校生活管理指導票」により規定する食品等における食物アレルギーと診断され、かつ各家庭においてアレルゲンの完全除去を行っている児童等とし、その他の児童への対応は原則として行わない。	(対応食品)鶏卵・卵類・牛乳・乳製品・小麦・落花生・(ピーナッツ)・えび・かに・そば (対応内容)アレルギー源の除去のみ。代替食なし
空き家情報	空き家家財道具等撤去補助金	空き家バンクに登録されている物件の所有者が「空き家の家財道具を撤去する際の費用を補助する。	補助対処経費の1/2(上限10万円)

市町村名	浅口市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画財政部地域創造課		○	○	○	/	/	/	/	○	/	/	○	○	○		

1 移住相談窓口	担当部課 企画財政部地域創造課	担当者名 仁科 道也	連絡先 0865-44-9034
----------	--------------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無  無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無  無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー  【ツアーオの概要】  
なし

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	中小企業設備資金利子補給	中小企業者等で、新たに市内に設備を設けるために制度資金融資を受けたものに対し、利子補給を行う。	【補給金額】 払い込む利子の1%相当額以内（3年間）
	創業支援事業補助金	市内で発展性を持って新たに創業する方の事業所開設等の費用を補助する。	【補助金額】 補助率1/2、上限50万円
就農	農林漁業就業奨励金	市内で新たに農林漁業に就業した青年に対して定額5万円を交付する。	【交付金額】 定額5万円
住宅			
子育て	第3子以降保育料無料化	子育て支援及び少子化対策として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の保育所・こども園等の保育料の無償化を実施しています。	生計を一にする子のうち、最年長から数えて第3子以降の児童の保育料は無料（保育所・こども園等）
	保育料の軽減	子どもを生み育てやすい環境づくりを一層進めるため、保育料の引き下げを行い、子育て支援のさらなる充実を図っています。生計を一にする子のうち、最年長から数えて第2子の保育料が対象です。	【保育所・こども園（保育利用）の保育料】1割軽減
	第3子以降副食費免除	子育て支援及び少子化対策として、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の給食費のうち副食費（おかずやおやつ代）を免除しています。	生計を一にする子のうち、最年長から数えて第3子以降の児童の副食費を免除（保育所・幼稚園・こども園）
	子育てコンシェルジュ	子育ての悩み・相談等に対応するため、こども未来課に子育てコンシェルジュを配置しています。	
	幼児期の外国語活動	浅口市では、外国語活動の充実のため全ての市立保育所・幼稚園・こども園において、外国語講師による活動を行っています。	
	給食提供・延長保育	市内の全ての保育所・幼稚園・こども園で、給食の提供。また、全ての保育所・こども園で、延長保育を実施しています。	
	放課後児童クラブ	全ての小学校区で小学校の余裕教室や専用施設で実施しています。	
その他	給食アレルギー対応	公立こども園・幼稚園・小中学校で給食のアレルギー対応あり（除去食対応）。事前に面談が必要。	
	土地情報バンク	市内の住宅等が建築できる土地を「土地情報バンク」に登録し、土地を貰いたい（借りたい）人へ情報提供しています。	

市町村名	和気町													
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度				空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他
総務部まち経営課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部 移住推進室	日笠 直美	0869-92-4633

## 2 移住専門相談員の有無

(有)・無

名称	氏名	連絡先
移住推進員	飯豊 信	0869-92-4633
主な業務	和気町移住推進員に任命された先輩移住者が和気町移住推進室に常駐。住居、仕事、生活習慣、子育て・教育、就農、起業など移住に関するワンストップ総合窓口として、移住検討中の方を多面的にサポートします。	

## 3 お試し住宅の有無

(有)・無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
平成28年度	4棟	14日間～2ヶ月 (特別な理由がある場合、2ヶ月延長)	11件	2件

## 4 市町村主催の体験ツアーアー

【ツアーオブザビリティ】

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し住宅貸付事業	町が空き家を借り上げ一定期間滞在ができる住宅を整備し、移住希望者に貸し付けることにより、移住を促進することを目的とします。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を希望する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (5)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (6)暴力団員でない方 (7)和気町のお試し住宅を体験したことがない世帯の方 (8)補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方	○料金 利用料金は1か月3万円以内 ○期間 貸付期間は原則として14日間以上2か月以内とし、特別の理由があると認めたときは、一度に限り延長することができる(延長は最長で4か月以内)。
起業	創業塾	「これまでの経験を活かして開業したい」「自分のアイデアを形にして起業したい」などの夢を実現したい方に対して、事業を始める前に用意しておくことや身に付けておくべき経営知識について学ぶことのできる「創業塾」を開催します。	備前市、瀬戸内市、和気町が合同で開催。 ○対象 管内で創業を目指す方 創業して間もない方(5年以内)
	チャレンジ店舗	JR和気駅前にある「エンターフォーケ」では、飲食業や小売業、サービス業等を将来起業したい方がお試して利用できる多目的な施設を運営しています。本格的な出店前のプレ店舗として活用することができます。	○施設管理及び運営 和気商工会 ○対象者 和気商工会員及び町内で創業予定者等 ※詳細は、和気商工会(0869-93-0522)まで
就農	和気町農林業振興対策事業	新規就農者に対し、借家の賃借料補助や施設設備にかかる費用を補助することによって、新規就農者の確保及び育成することを目的とします。就農支援(農業体験・実務研修)を受ける場合は就農時50歳未満で、なす・ぶどうに限ります。	①借家賃料金の補助 賃料の1/2を12か月間助成(上限30千円/月) ※就農支援の実務研修を受講していることが条件 ②就業奨励金の支給 1人5万円(就農時39歳以下) ③施設・設備の補助 資材費の1/2助成(上限1,000千円)
住宅	空き家改修補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して移住を希望する者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町の住民基本台帳に記録されていない、又は記録されて1年を経過しない方(単身での居住を目的としない方) (2)町外に3年以上居住している、又は居住していた方 (3)補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方 (4)空き家を購入又は賃借した方 (5)空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過しない方 (6)空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (7)自らの負担で空き家の改修をしようとする方 (8)改修した空き家に5年以上定住する意思のある方 ※その他要件あり	○補助金額 ・改修費の2分の1 ※補助金の上限額: 50万円 ○補助対象事業 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ・内装、屋根、外壁等の改修 ・その他適当と認められる改修工事 ○その他 ・補助対象工事は、施工業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了することができる改修工事で、当該工事に要する経費が10万円以上のものとする。 ・原則として施工業者は、町内に事業所等を有する法人及び個人事業者に限る。

	<p>○目的及び内容 若者及び子育て世帯の定住促進を図るため、新築住宅又は中古住宅の取得に係る固定資産税(家屋)の課税を免除します。</p> <p>○対象者 40歳未満の者。ただし、婚姻している夫婦の場合は、そのいずれかが40歳未満であること。又は、就学前、就学中の子供を扶養している者であること。</p>	<p>新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して5年度を限度として、家屋に係る固定資産税を免除する。</p> <p>※課税免除の額は、新築住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額のうち、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。</p> <p>※中古住宅に対する課税免除の額は、中古住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1とする。</p>	
	<p>和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家の家財道具等を処分しようとする者を対象に、費用の一部を補助する。</p> <p>○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)空き家の所有者、購入者、賃借する方で、双方が3親等以内の親族でない方 (2)空き家バンクを通じて売却または賃貸するまでの間継続して3年以上空き家バンクに登録する意思を有する方、または片付けた空き家に3年以上定住する意思を有する方 (3)町税等に滞納のない方 (4)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 (5)暴力団員でない方</p>	<p>○補助金額 ・2分の1 ※補助金の上限額:10万円 ○補助対象事業 ・対象空き家における家財道具等の処分及び搬出等</p>	
子育て	乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度	<p>子育て世代の経済的負担を減らすため、乳幼児及び児童・生徒等医療費の助成を実施。</p> <p>○対象者 和気町に居住する0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等(18歳到達後、最初の3月末まで有効)</p>	<p>自己負担額が無料</p> <p>※保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について</p>
	幼児2人同乗用自転車レンタル事業	<p>子育て中の家庭に対して、幼児2人同乗用自転車のレンタル事業を実施。</p> <p>○対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録がなされている方 (2)年齢が満16歳以上で、身長が155cm以上の方 (3)満1歳以上小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育していること。</p>	<p>○利用料 無料(維持管理費は自己負担) ○利用期間…1年間</p>
	保育料・給食費の無償化・減免(補助)制度	<p>子育て世代の経済的負担を軽減するため、和気町立保育園・幼稚園に通う町内の園児の保育料・給食費等に係る料金の無償化・減免を実施。</p> <p>○対象者 (1)保護者と園児の住民票が和気町にあり、現に居住している者。 (2)町税等に滞納がない者。</p>	<p>【3~5歳児クラス】</p> <p>○保育園保育料・幼稚園使用料の無料化 ○預かり保育利用料3,000円／月(但し、施設等利用給付認定を受けた場合は無料) ○年収約360万円未満の世帯の子どもの副食費の減免 ○年収約360万円以上の世帯で第3子以降の子どもの副食費の減免 ○生活保護法による被保護世帯・町民税非課税世帯でひとり親または在宅障害児(者)のいる世帯の給食費補助</p>

			<p><b>【0～2歳児クラス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民税非課税世帯の保育料無料化</li> <li>○所得割課税額57,700円未満の世帯の第2子半額・第3子以降無料</li> <li>○所得割課税額57,700円以上の世帯の未就園児以下の子どもから数えて、第2子半額・第3子以降無料</li> <li>○所得割課税額77,101円未満でひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の第1子半額・第2子以降無料</li> <li>※延長保育料・一時預かり保育料・その他雜費は対象外。</li> <li>※保育料は、保育料算出に係る世帯の町民税の所得割課税額と、子どもの年齢(クラス)により異なります。(0～40,000円)</li> </ul>
	和気町新生児出産祝金支給事業	<p><b>【目的】</b>少子化対策、出生率低下の抑制や多子世帯支援及び定住化推進並びに子育て支援に資することを目的とする。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>次の全てに該当する者</p> <p>(1) 和気町の住民基本台帳に記載されており、1年以上町内を有する方で、出産後も本町に1年以上居住する意思のある方。 ※居住が1年未満の場合は、1年を経過後支給対象者となる。</p> <p>(2) R4.4.1以降に出生した子の最初に記載される住民票の住所が和気町である者の養育者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支給額 第1子:100,000円 第2子:200,000円 第3子以降:300,000円</li> </ul>
その他	移住希望者滞在費補助金	<p>町内への移住を目的として住居や仕事を探すなどの活動を行うため滞在する者に対し、滞在費の一部を補助することにより、移住者の増加を図ることを目的とする。</p> <p><b>○補助対象者</b></p> <p>次の全てに該当する者</p> <p>(1) 住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方</p> <p>(2) 和気町への移住を目的とする活動のために、町内の宿泊施設を利用する方</p> <p>(3) 和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方</p> <p>(4) 2親等以内の親族が町内に住所を有していない方</p> <p>(5) 転勤・婚姻等による転入予定者でない方</p> <p>(6) 暴力団員でない方</p> <p>(7) 補助対象者及びその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方</p> <p><b>○移住を目的とする活動について</b></p> <p>(1) 和気町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動</p> <p>(2) 移住のために和気町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動</p> <p>※一泊から補助対象活動とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助率等 (1)宿泊料の3分の2以内、1人あたり2泊を上限とする (2) 1泊あたり、1人4,000円を上限とする (3) 交付は1世帯あたり、5回を限度とする</li> </ul>
	移住活動用自動車の貸出	和気町への移住希望者が移住活動を行うための自動車を無料で貸し出す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貸出料金 無料</li> <li>○燃料費 自己負担</li> </ul>
	結婚新生活支援事業費補助金	<p>和気町で新婚生活をスタートする新婚世帯を支援することを目的に引越しに係る費用を助成する。</p> <p><b>○対象となる世帯</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある世帯。</li> <li>・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下であること。</li> <li>・世帯の前年分の所得額の合計が400万円未満であること。</li> <li>・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。</li> <li>・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。</li> <li>・夫婦ともに和気町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象となる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の住宅賃貸費用</li> <li>・新規の住宅取得費用</li> <li>・結婚に伴う引越し費用</li> <li>・リフォーム費用</li> </ul> </li> <li>○補助率 10/10</li> <li>○助成金の上限額 夫婦共に29歳以下 60万円 それ以外 30万円</li> </ul>
	アレルギー対策	<p><b>(アレルギー対策について)</b></p> <p>各学校・園では、アレルギー疾患のある生徒、児童の学校・園生活をより安心で安全なものにするため、入学・入園・転入時に生徒・児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握することを目的に「アレルギー疾患に関する調査」を実施しています。調査の結果、アレルギー疾患があり配慮を必要としているお子様には、詳しく状況を把握し面談を実施しています。</p> <p><b>(アレルギー疾患のある生徒・児童の給食対応について)</b></p> <p>小学校・中学校では、アレルギー疾患のある生徒・児童について除去食や代替食による対応は実施していません。弁当を持参していただきます。幼稚園・保育園については、可能な範囲で除去食や代替食の対応をしています。</p>	

市町村名	早島町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家情報提供
まちづくり企画課			○						○		○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課 まちづくり企画課	担当者名 竹並 良	連絡先 086-482-0612
----------	------------------	--------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	中小企業応援事業補助金 『起業家支援事業』	【対象者】 当該起業の直前に事業を営んでいなかった中小企業者(個人に限る。)又は当該起業の直前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者(会社に限る。)であって、当該起業に当たり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)で認定された認定創業支援事業計画に基づいて創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた者	委託費(事業計画書及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。),賃借料(店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。),機械装置費、備品費などの経費について補助 補助率:3分の2 限度額:40万円
就農			
住宅	空き家利活用助成事業	町内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本町への定住人口の増加を図るため、空き家の改修や家財道具の処分をするものに対して助成金を交付する。  【対象者】 ・売買、賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する人 ・空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する人であって、次のいずれかに該当する人 (1)早島町へ定住の意思をもって移住しようとする者 (2)早島町に住民登録を有する者  【要件】 ・「早島町空き家情報バンク制度」に登録された戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のものであること ・3親等内の親族間による空き家の売買等でないこと ・暴力団・暴力団員等でないこと ・町税等の滞納がないこと ・空き家の売買契約等成立後、6ヶ月以内に着手する事業であること	【改修助成】 空き家の居住部分の修繕工事及び設備改善のための改修工事についての助成 補助率:改修工事費用の3分の1 限度額:30万円  【家財整理助成】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃等についての助成 補助率:対象事業費の2分の1 交付限度額:20万円
子育て	小児医療費助成制度	子育て世帯の負担軽減のため、子どもが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する。  【対象者】 ・早島町に居住する中学校3年生までの児童	
その他	学校給食へのアレルギー対応	事前申請により、特定原材料等25品目について、原因食物の除去の実施。	

市町村名	里庄町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
企画商工課				○									○	○	

1 移住相談窓口	担当部課 企画商工課	担当者名 山本 華代	連絡先 0865-64-3114
----------	---------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称	氏名	連絡先

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーオの概要】

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業			
就農			
住宅			
子育て	保育料2人目無料制度	子育て世代のワークライフバランスを目的に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、保育園もしくは幼稚園に兄弟・姉妹のいる家庭の2人目以降の保育料を無料とする。	同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、2人目以降が保育所等に入所しているときは、2人目以降の保育料を無料とする。
	幼稚園保育料無料制度	子育て世代の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、幼稚園を2年制として、保育料を無料とする。 【対象者】 4歳児及び5歳児	保育料…無料 (入園者全員が対象)
	小児医療費助成制度	子育て世代の負担を軽減し、健康かつ健やかに子どもの成長を見守ることを目的に、小児医療費の助成を実施。 【対象者】 里庄町に居住する0歳から中学校3年生までの小児・児童・生徒(中学校3学年終了まで)	医療機関で診療を受ける場合、健康保険証と受給資格者証を提示すれば、保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について自己負担の支払いが不要になります。ただし、県外の医療機関を受診した場合は、後日、健康福祉課へ領収書を添付して申請を行なう必要があります。

不妊治療支援事業助成金制度	<p>不妊に悩む方に対し、治療にかかる経済的負担を軽減する目的で助成金を支給する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦のいずれか一方、又は両者が、里庄町に1年以上住所を有する夫婦(事実婚関係にあるものも含む)</li> <li>治療開始時の年齢又は回数制限により、保険診療が適用されない者</li> <li>子どもの出生順位は問わない。※第2子以降を対象とした治療も対象とします。</li> </ul>	<p>特定不妊治療(体外受精、顎微授精)と男女性特定不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる場合)※治療の中止等の理由により、特定不妊治療費助成の対象とならない場合でも、行った男性特定不妊治療が助成対象となります。</p> <p><b>【助成金支給の回数・上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1対象者あたり10回まで(出産した場合は、助成回数をリセットできる)</li> <li>治療費の2分の1以内の助成で、1回の治療につき20万円を限度とする。</li> </ul>
産後ケア事業	<p>産後、育児に不安を抱く方や体調が優れない方のための「産後ケア」について、利用料金の一部を助成します。</p> <p><b>(対象者)</b></p> <p>町内に住所を有し、家族等から十分な家事並びに育児などの援助が受けられない母子であって、産後1年未満の母子で、産後に心身の不調又は育児不安がある者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む。)</li> <li>母子に対する心理的ケアやカウンセリング</li> <li>母親に対する療養上の世話</li> <li>育児に関する指導や育児サポート等</li> </ul> <p><b>【助成金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊型ケア：7泊まで(7泊8日)1泊2日あたり 15,000円(1泊1単位)</li> <li>日帰り型ケア：7日間以内 1日あたり7,000円(1日1単位)</li> <li>母乳相談：7回まで 1回あたり2,000円(初回のみ4,000円)(1回1単位)</li> </ul> <p>合計7単位まで</p>
母子手帳アプリ	<p>妊娠中の健康記録から子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理ができる「里ちゃん子育てアプリ」を配信しています。大切な記録を安全に保管できるので、災害などによる紛失など万が一の場合にも安心です。</p>	<p>アプリを無料で配信 町独自の子育て情報や地域のお知らせをおこなっている。</p>
その他	火葬場使用料補助制度	<p>里庄町に暮らしていただいたことへの感謝の意を表すため、当町で最期を迎えた方の葬儀施行者に対し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の使用料を補助する。</p> <p><b>【対象者】</b></p> <p>里庄町の住民基本台帳に登録されている者又はその胎児が死亡し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場を使用した場合、当該死亡者の葬儀施行者</p>
	小中学校及び幼稚園アレルギー対策状況	<p>里庄町では公立小中学校において自校給食を実施しているが、給食提供に当たっては文部科学省策定「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、町で対応マニュアルを策定し、アレルギー対応を実施している。 入園・入学前、申請が必要。(幼稚園も小学校から給食が運ばれます。)</p> <p>「里庄町学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づく調査の実施、対応の徹底</p>

市町村名	矢掛町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
産業観光課									○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課 産業観光課	担当者名 田中 基紀	連絡先 0866-82-1016																		
2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	名称  主な業務	氏名  連絡先																		
3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	整備年度 H28	活用施設 2戸	利用単位 1日以上10日以内	R3年度利用件数 5件	うち移住件数 0件															
4 市町村主催の体験ツアーア	【ツアーオの概要】																				
5 移住・定住支援制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>目的・対象者・要件等</th> <th>助成内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>お試し住宅等</td> <td>矢掛町移住定住お試し住宅</td> <td> <p>■趣 旨 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備・提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図る。</p> <p>■対 象 者 矢掛町に住民登録を行っていない者 ・矢掛町への移住定住を検討している者 ・暴力団員等でない者など</p> <p>■使 用 期 間 1日以上10日以内</p> <p>■使 用 料 1,000円／日</p> </td> <td rowspan="2"> <p>■補 助 率 1／2以内</p> <p>■補助上限 200万円</p> <p>■対象経費 空き家改修費、空き家購入費、設備備品購入費</p> </td> </tr> <tr> <td>起業</td> <td>矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金</td> <td> <p>■趣 旨 町内産業の振興、雇用促進、及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内の空き家を活用して小売業・飲食業・サービス業等を新規に創業する事業者に対して支援を行う。</p> <p>■対象者 町内の空き家を活用して新規に創業する事業者 ・町内の空き家バンク登録物件を活用して新たに創業すること</p> <p>■主要件と 町内に住所を有すること ・創業後、週3日以上営業すること ・備中西商工会の経営指導を受け、5年以上事業を行うことなど</p> <p>■その他 原則、町内事業者による施工に限る ・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある ・2箇所以内の範囲間に一括して補助対象外</p> </td> </tr> <tr> <td>就農</td> <td>矢掛町早期経営確立支援事業</td> <td> <p>■趣 旨 町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助</p> <p>■対象者 町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者 ・町税等を完納している者</p> <p>■他要件 事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限り</p> </td> <td> <p>①農地確保等応援事業 農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。 ■補助率 1／2以内 ■上 限 対象農地10a当たり100千円</p> <p>②空き家等借入応援事業 農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成（事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで） ■補助率 1／2以内 ■上 限 事業対象者1人当たり720千円／年（月換算60千円）</p> <p>③農業施設等整備支援事業 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成 ■補助率 1／2以内 ■上 限 900千円</p> </td> </tr> </tbody> </table>						区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等	お試し住宅等	矢掛町移住定住お試し住宅	<p>■趣 旨 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備・提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図る。</p> <p>■対 象 者 矢掛町に住民登録を行っていない者 ・矢掛町への移住定住を検討している者 ・暴力団員等でない者など</p> <p>■使 用 期 間 1日以上10日以内</p> <p>■使 用 料 1,000円／日</p>	<p>■補 助 率 1／2以内</p> <p>■補助上限 200万円</p> <p>■対象経費 空き家改修費、空き家購入費、設備備品購入費</p>	起業	矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金	<p>■趣 旨 町内産業の振興、雇用促進、及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内の空き家を活用して小売業・飲食業・サービス業等を新規に創業する事業者に対して支援を行う。</p> <p>■対象者 町内の空き家を活用して新規に創業する事業者 ・町内の空き家バンク登録物件を活用して新たに創業すること</p> <p>■主要件と 町内に住所を有すること ・創業後、週3日以上営業すること ・備中西商工会の経営指導を受け、5年以上事業を行うことなど</p> <p>■その他 原則、町内事業者による施工に限る ・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある ・2箇所以内の範囲間に一括して補助対象外</p>	就農	矢掛町早期経営確立支援事業	<p>■趣 旨 町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助</p> <p>■対象者 町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者 ・町税等を完納している者</p> <p>■他要件 事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限り</p>	<p>①農地確保等応援事業 農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。 ■補助率 1／2以内 ■上 限 対象農地10a当たり100千円</p> <p>②空き家等借入応援事業 農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成（事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで） ■補助率 1／2以内 ■上 限 事業対象者1人当たり720千円／年（月換算60千円）</p> <p>③農業施設等整備支援事業 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成 ■補助率 1／2以内 ■上 限 900千円</p>
区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等																		
お試し住宅等	矢掛町移住定住お試し住宅	<p>■趣 旨 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備・提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図る。</p> <p>■対 象 者 矢掛町に住民登録を行っていない者 ・矢掛町への移住定住を検討している者 ・暴力団員等でない者など</p> <p>■使 用 期 間 1日以上10日以内</p> <p>■使 用 料 1,000円／日</p>	<p>■補 助 率 1／2以内</p> <p>■補助上限 200万円</p> <p>■対象経費 空き家改修費、空き家購入費、設備備品購入費</p>																		
起業	矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金	<p>■趣 旨 町内産業の振興、雇用促進、及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内の空き家を活用して小売業・飲食業・サービス業等を新規に創業する事業者に対して支援を行う。</p> <p>■対象者 町内の空き家を活用して新規に創業する事業者 ・町内の空き家バンク登録物件を活用して新たに創業すること</p> <p>■主要件と 町内に住所を有すること ・創業後、週3日以上営業すること ・備中西商工会の経営指導を受け、5年以上事業を行うことなど</p> <p>■その他 原則、町内事業者による施工に限る ・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある ・2箇所以内の範囲間に一括して補助対象外</p>																			
就農	矢掛町早期経営確立支援事業	<p>■趣 旨 町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助</p> <p>■対象者 町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者 ・町税等を完納している者</p> <p>■他要件 事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限り</p>	<p>①農地確保等応援事業 農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。 ■補助率 1／2以内 ■上 限 対象農地10a当たり100千円</p> <p>②空き家等借入応援事業 農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成（事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで） ■補助率 1／2以内 ■上 限 事業対象者1人当たり720千円／年（月換算60千円）</p> <p>③農業施設等整備支援事業 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成 ■補助率 1／2以内 ■上 限 900千円</p>																		

住宅	矢掛町新規就農者経営支援事業	<p>■趣旨 新規就農者等の就農後の負担を軽減するため、農業経営で使用する農機具・施設の取得費用を助成</p> <p>■採択基準など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者</li> <li>・町税等を完納している者</li> <li>・事業の実施は、年度ごと、事業対象者当たり1回限り</li> <li>・対象となる農機具等は、事業対象者が所有権、利用権、賃借権を有し、かつ農業経営を行うために使用する農機具及び施設等</li> <li>・農業経営改善計画、青年等就農計画等の経営内容、及び就農計画等が確認できる書類を添付すること</li> </ul>	<p>■補助率 1/2以内 ただし、単県補助事業等の補助金を除く自己負担分に対しての補助とし、補助額の上限は単県補助事業等の補助額までとする。</p>
	矢掛町定住促進助成金	<p>■趣旨 定住人口の増加と少子化対策を図るとともに、地域の活性化に資するため、新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した場合に助成金を交付</p> <p>■対象者 居住を目的に町内に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入した者</p> <p>■主要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以上定住を誓約する者</li> <li>・令和5年度末までに新築、入居した者</li> <li>・対象者が、居住することを目的に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入するための経費で500万円以上であること</li> </ul>	<p>■補助率 等</p> <p>○助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳以下の者（上限100万円）</li> <li>・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限120万円）</li> <li>・40歳超の者（上限50万円）</li> <li>・40歳超で以前3年間に町内に居住したことなく、転入してきた者（上限60万円）</li> </ul> <p>※ 上記に加え、入居世帯が三世代世帯以上の場合は30万円を上乗せする。</p>
	矢掛町空き家改修補助金	<p>■趣旨 町内の空き家の有効活用による定住人口の増加に資するため、所有者及び利用者が空き家を改修した場合の工事費の一部を補助</p> <p>■対象者 ①空き家所有者 ②空き家利用者（町外からの転入者に限る） 【所有者】5年以上空き家バンクに登録すること 【利用者】3年以内に町内での居住の経験がなく、かつ5年以上当該空き家に居住すること</p> <p>■主要件</p> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の空き家バンク登録物件を対象とする</li> <li>・原則、町内事業者による施工に限る</li> <li>・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある</li> <li>・2親等以内の親族間による活用は補助対象外</li> </ul>	<p>■補助率 1/2以内</p> <p>■補助上限 100万円／物件 (登録時改修(賃貸借契約等締結前)…50万円)</p> <p>■対象経費 台所・浴室・トイレ・内装・屋根等の改修、各種住宅設備、不要物撤去・ハウスクリーニング</p>
	矢掛町住宅リフォーム補助事業	<p>■趣旨 既存住宅の利便性、耐久性の向上、また町内産業の活性化を図ることを目的として、町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事に係る経費の一部を補助</p> <p>■対象者 ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅 耐震診断を受け、耐震性のない住宅については、耐震改修工事を実施した（する予定の）住宅 ②昭和56年6月1日以降に着工された住宅 建築後10年以上的住宅</p>	<p>■補助率 リフォーム費用の1/10以内</p> <p>■補助上限 40万円</p>
	矢掛町スマートエネルギー導入促進事業	<p>■趣旨 町内の住宅などへ家庭用の省エネルギー設備を導入する場合の導入費用の一部を助成</p> <p>■対象 下記のいずれかに該当する者で、町の他の補助制度と併用しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する者</li> <li>・町内の居住用住宅の所有者または使用者</li> <li>・補助対象機器を導入した住宅を新築または購入者</li> </ul>	<p>①高効率給湯器（エコキュート等） ■補助率 1/10 ■上限額 12万円 ②蓄電池等（エネファーム等） ■補助率 1/10 ■上限額 12万円 ③断熱窓（内窓設置等） ■補助率 1/10 ■上限額 15万円 ④電気自動車等 ■補助率 1/20 ■上限額 15万円 ⑤電気自動車等V2H充電設備 ■補助率 1/10 ■上限額 15万円</p>
	矢掛町結婚新生活支援事業	<p>■趣旨 結婚支援、及び人口増加を図ることを目的として、新居の取得費用、賃料、初期費用、リフォーム費用、引越し費用等を助成</p> <p>■対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し、矢掛町に住民票がある世帯</li> <li>・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下</li> <li>・世帯の前年分の所得額の合計が400万円未満であること</li> <li>・矢掛町に定住する意思があること 等</li> </ul>	<p>■助成金額 上限60万円 (住居費及び引っ越し費用等の合算)</p> <p>■対象経費 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った費用 ・住居の取得費用（共有名義の場合、1/2以上の持分） ・住宅賃貸費用、共益費、仲介手数料 ・リフォーム費用、引越し費用</p>
	子ども医療費助成制度	<p>■趣旨 小児等の健康保持及び増進、自動福祉の向上に資することを目的として、医療費自己負担分の無償化（助成）</p> <p>■対象 満18歳に達した以後最初の3月31日まで (姉妹している者、社会保険加入者本人又は生活保護を受けている者は対象外)</p>	<p>■対象経費 保険診療の範囲内で自己負担する部分の診療代 【対象外】 保険のきかない容器代、検診料、文書料、入院室料差額等、交通事故等（第三者行為）で他の責に帰すべきもの</p>
	誕生祝金支給事業	<p>■趣旨 母子保健の推進と少子化対策に資することを目的として、誕生祝金及び祝品を支給</p> <p>■対象 出生時に矢掛町に住所を有する申請時の親権者（ただし、町役場及び町に納入すべき徴収金に満額がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。）</p>	<p>■祝金 ・新生児1人目 …… 10万円 ・新生児2人目 …… 20万円 ・新生児3人目以降 …… 30万円／人</p> <p>■祝品 米（矢掛町特別栽培米）5kg</p>
	入学祝金支給事業	<p>■趣旨 小中学校等に入学する際、入学を祝福し、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給</p> <p>■対象 小中学校等に1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者</p>	<p>■小学校入学祝金 3万円／人 ■中学校及び中等教育学校入学祝金 5万円／人 ※ 町税及び町へ納入すべき納付金を完納していない場合は支給しない。</p>
	保育園・こども園保育料無料	<p>■趣旨 子育て世帯の負担軽減と少子化対策に資することを目的として、保育園・こども園保育料を無料化</p> <p>■対象 町内全園児</p>	保育園・こども園保育料無料
	予防接種費補助	<p>■趣旨 子どもの健常増進と予防を目的として、インフルエンザ等予防接種費を補助</p> <p>■対象 ①インフルエンザ … 満1歳～高校3年生 ②おたふくかぜ … 満1歳～小学校就学前</p>	<p>①インフルエンザ ■助成額 1,500円／回 (町内医療機関に限る)</p> <p>②おたふくかぜ ■助成額 3,000円／回 (町内医療機関に限る)</p>

妊婦健診支援事業	<p>■趣 旨 妊婦さんが安心して無事に出産を迎えるよう、健診や出産準備のための経済的支援</p> <p>■対 象 母子健康手帳を交付済の妊婦で、定住の意思がある者（ただし、町税及び町に納入すべき徴収金に滞納がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。）</p>	■助成額 1回の妊娠につき5万円
妊産婦医療費助成事業	<p>■趣 旨 妊産婦の母体の健康を維持して安心・安全に妊娠期を過ごし、出産を迎えるよう支援するもの。</p> <p>■対 象 母子健康手帳交付済の妊産婦（産後1ヶ月まで）</p>	■助成額 1回の妊娠につき 上限3万5千円（妊産婦の通院や入院をした時の保険診療自己負担の医療費を助成）
産後ケア事業	<p>■概 要 矢掛町が委託した産婦人科や助産院で産後の相談や指導を受けることができる。 宿泊型ケア、日帰り型ケア、母乳ケア(外来)を選択。併用可。 矢掛町に住所がある母子で、産後1年未満かつ医療行為を必要としない、下記のいずれかに該当する方 ・出産後の体調の回復に不安がある方 ・育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を希望する方 ・産後の休養、栄養、乳房のケアなどに不安のある方 ・産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方</p> <p>■対 象</p>	<p>①宿泊型ケア 15,000円／泊（利用上限3泊まで）      ②日帰り型ケア 7,000円／回      ③母乳ケア 3,000円／回      ※宿泊型ケアを△泊、母乳ケアを▲回のように、両サービスの併用可。      事前に利用申請が必要。      計6回までの利用上限あり。</p>
その他	矢掛町結婚祝金	<p>■趣 旨 若者の定住を促進し、矢掛町の活性化に資することを目的として、結婚する町民に祝金及び祝品を交付</p> <p>■主要件 ①婚姻届が受理された日に、夫婦の年齢がいずれも満50歳未満であること      ②婚姻届受理後、2ヶ月以内に定住の意思を持って本町に住所を有し、かつ引き続き6ヶ月以上居住していること      ③町税及び町へ納入すべき徴収金を完納していること</p>
	小中学校給食のアレルギー対応	飲用牛乳及び卵の除去対応を実施。 代替食の提供は行っていないが、個別の相談に応じ、対応している。
	保育園・こども園給食のアレルギー対応	代替食の提供あり。 入園前に医師の診断書を提出していただき、個々の相談に応じている。

市町村名	新庄村														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家情報システム利用
総務企画課									○	○		○	○	○	うち空き家情報システム利用

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総務企画課	稲田 大知	0867-56-2626

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	名称	氏名	連絡先

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
		H24・H25	4戸	1年程度	4件	0件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーオの概要】

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	UIターン者定住支援住宅	新庄村内にある空き家等を活用してUIターン者の定住を支援する	家賃:月額2万円から3.5万円
起業	起業家支援基金貸付事業	村内の起業家の育成・支援のために、必要な経費を貸し付ける	貸付上限500万円(個人の場合、貸付上限200万円)
住宅	新庄村空き家情報バンク制度	空き家の物件所有者等から売買・賃貸を希望するという申込みを受けた情報を村のホームページを通じて提供し、村内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介を行う	新庄村ホームページでの情報提供
	空き家片付け推進事業	空き家情報バンク登録物件の売主又は貸主が行う空き家の片付け費用に対する補助	20万円又は対象経費のいずれか低い額で補助
	空き家改修補助	空き家情報バンク登録物件の買主に対する改修費補助	対象経費1/2以内(上限50万円)で補助
子育て	保育料無料	新庄村保育所通園の全ての子どもの保育料が無料	保育料無料
	新庄村乳幼児及び児童生徒医療費給付	18歳を迎えた年の3月末日までの子どもの医療費を支給	医療費無料
	チャイルドシート購入助成	事故同乗中の乳幼児の被害を軽減し、交通事故の防止を図るためチャイルドシートの購入費用を助成	購入金額の2分の1以内を助成
	病児保育・病後保育	対象:満2歳から小学校6年生 受入日時:月~金、午前9時から午後5時まで(土・日・年末年始及び祝祭日は休み)	料金:2,000円/日で利用可能
その他	転入奨励金	40歳未満の者を含む世帯又は構成員がともに50歳未満である夫婦のみ世帯が定住の意志をもって転入した場合、転入奨励金を支給	10万円
	引越費用助成金	転入奨励金の対象者で、奨励金申請時に領収書の添付が必要	10万円又は対象経費のいずれか低い額で助成

市町村名	鏡野町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
まちづくり課	○	○	○	○	/	/	未定	/	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課 まちづくり課	担当者名 山下 直人	連絡先 0868-54-2982
----------	----------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有	名称 一般社団法人カガミノライ	氏名 杉山・瀧本	連絡先 0868-54-7655
		主な業務 移住定住希望者の総合相談窓口・移住者の総合相談		

3 お試し住宅の有無	有	整備年度 H29	活用施設 一戸建住宅	利用単位	R3年度利用件数 5	うち移住件数
------------	---	-------------	---------------	------	---------------	--------

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーオの概要】

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間(年度をまたがる利用はできない。)	1日: 1,000円
起業	企業支援事業補助金	町内において、事業所を設置して、起業するものに対して、起業に係る経費を補助する。(詳細条件有) ○対象者(詳細条件有) 町内に住所を有する20歳以上の者又は、起業日の前日までに町内に住所を有する者で申請日に20歳以上である者	補助対象経費が50万円以上で、補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額で上限100万円
就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業經營を統けていくとする者に対して、奨励金を支給する。(3年間で100万円) ○対象者 申請年度当初において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
住宅	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下を満たした場合に補助金を交付 ○対象者 「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」第3に規定する要件を全て満たす方で、町産材を活用して町内に自ら居住するために1戸建て住宅を新築される場合。	最大 200万円
	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、以下を満たした場合に補助金を交付 ○対象者 「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」第3に規定する要件を全て満たす方で、町産材を活用して町内に自ら居住するために1戸建て住宅を新築される場合。	最大 200万円

	<p><b>鏡野町定住促進空き家改修補助金</b></p> <p>本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。</p> <p>○対象者(次の全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者(ただし、平成27年4月1日以後に売買契約又は賃貸借契約をしたものに限る。)</li> <li>・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</li> <li>・納期の到来した町税等を完納している者</li> <li>・補助対象物件に補助金の交付日から5年以上定住する意思のある者 ※補助金の交付日から5年以内に転出又は転居した場合は補助金の返還が生じます。</li> <li>○補助対象住宅</li> <li>・補助対象者が所有する又は賃借する1戸建て空き家ただし、賃借物件については所有者が改修工事に承諾している部分 ※3親等内の親族間での空き家の購入又は賃貸の物件は対象外</li> <li>○補助対象工事</li> <li>・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること</li> <li>・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること</li> <li>・住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、または内装、屋根、外壁等の改修</li> <li>・申請年度内に工事完了すること</li> </ul>	補助対象経費の1/2 (補助上限額 50万円)
	<p><b>鏡野町住宅リフォーム事業費補助金</b></p> <p>町内の建築業者により、既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改築や改修を行った場合の経費の一部を補助することにより、町民の住環境の改善を推進する。</p> <p>○対象者(次の全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本町に住所登録若しくは外国人登録を有する個人</li> <li>・納期の到来した町税等を完納している者</li> <li>・本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</li> <li>○補助対象住宅</li> <li>・補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定住宅の居住部分。ただし、賃貸住宅等の営業目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。</li> <li>・集合住宅においては、申請者の占有部分。</li> <li>・併用住宅においては、居住部分</li> <li>○補助対象工事</li> <li>・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること</li> <li>・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること</li> <li>・申請年度内に工事完了すること</li> </ul>	補助対象経費の1/10 (補助上限額 20万円)
子育て	<p><b>乳幼児、児童及び生徒医療費給付</b></p> <p>乳幼児、児童及び生徒に係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって乳幼児、児童及び生徒の健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。</p> <p>○対象者(次の全てに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町に住所を有し、出生から高校卒業(満18歳に達した日以降の3月31日)までの者</li> <li>・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者</li> </ul>	<p>○対象医療費 保険診療での医療費の自己負担額を全額助成 ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベット代)、くすりの容器代等は対象となりません。</p>
	<p><b>育児用品助成事業</b></p> <p>保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。</p> <p>○おむつ購入費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者 鏡野町内に住所を有する乳児(0~1歳未満)保護者</li> <li>・助成対象費 おむつ(布、紙両方可)の購入に要した費用</li> <li>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り) ※ただし、該当世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	<p>○おむつ購入費助成 ・乳児1人ごとにおむつ(布、紙両方可)の購入費、月額4千円まで出生から1歳になる月の末日まで有効</p> <p>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給 ・乳児1人につき、50枚(1回限り)</p>
	<p><b>チャイルドシート着用推進補助金</b></p> <p>チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者</li> <li>※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること</li> </ul>	<p>・購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)</p>
	<p><b>高校生等通学助成金支給事業</b></p> <p>支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学助成金の支給の対象者は、鏡野町に住所を有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は同法第125条第2項に規定する学校に在籍し、次のア~エに該当する者で当該申請年度末の年齢が20歳を越えていない者とする。 ア 高等学校(通信制は除く。) イ 特別支援学校(高等部に限る。) ウ 高等専門学校(第3学年までの座席者に限る。) エ 専修学校(高等課程に限る。)</li> </ul>	<p>【助成額】※①~③は、助成額の上限1万円/月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①バスまたは公共交通機関…(1箇月当たりの定期券購入費-5千円)×1/2</li> <li>②富士勝山間乗合タクシー回数券…購入費の1/2</li> <li>③下宿等…(寮費、賃借料-5千円)×1/2</li> <li>④その他通学方法(自宅から高等学校等までの距離が15km以上)…3千円</li> </ul>

その他	鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金事業	<p>中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUJターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るために、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。</p> <p>○ 対象者      ①新規学卒等就職者      (ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者)      ②UJターン就職者      (ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有)      ○ 条件      ①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者      ②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者      ③町税等の滞納がない者      ④過去に奨励金の交付を受けていない者      ⑤就職の日から継続して6ヶ月以上就労した者      ※就職とは      ①法人又は個人事業所に就職すること      ②農林水産業に従事すること      ③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること   </p>	1人 10万円
	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	<p>家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。</p> <p>○ 対象者(次の全てに該当する者)      - 鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること      - 家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること      - 生ごみからできた堆肥を自家処理できること      - 町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること      ○ 助成対象機器      - 生ごみ処理機、電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機(ただし、ディスポーザー式は除く)      ※ディスポーザー式とは、生ごみを粉碎して下水道に流すタイプです。      - 生ごみ処理容器、庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器   </p>	<p>○生ごみ処理機      1世帯1基      購入金額の3分の2      (限度額60,000円)</p> <p>○生ごみ処理容器      1世帯2個まで      購入金額の3分の2      (限度額6,000円／個)</p>

市町村名	勝央町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し 住宅 等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き 家提 供	うち空き 家情報シ ステム利 用
総務部元気なまち推進室	○	/	○	○	/	/	未定	未定	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総務部元気なまち推進室	植月誠彦	0868-38-3111

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先		
			地域おこし協力隊	三雲弘和	0868-38-3111		
			主な業務	移住・交流総合サポート			

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
			H28・R2 H30	2戸(町北部) 1戸(町南部)	3日以上180日以内	5件 2件	2件 1件

4 市町村主催の体験ツアーアー	【ツアーの概要】 R4年3月津山市・鏡野町・勝央町合同津山圏域移住体験ツアーを企画・募集するもコロナ禍で中止。 オーダーメイド形式の体験ツアーアーを企画中。
-----------------	--

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	勝央町お試し住宅	勝央町に移住を検討している者が本町の風土及び日常生活を一定期間体験し、本町への移住及び定住の促進を図る。 ○対象者 勝央町外に住所を有し、勝央町へ移住・定住を検討されている方で、勝央町空き家情報バンク利用登録をお済みの方。	【利用料】 無料 【利用期間】 3日～180日	
起業	勝央町創業支援事業補助金	勝央町の産業振興を図るために、町内で新たに起業する際に係る経費の一部を補助します。 ○補助対象要件(下記要件を全て満たす必要があります) (1)新規創業予定者は、起業の日に町内に住所を有しているものであること。 (2)大型店舗(販売又は営業面積が500m <sup>2</sup> 以上の店舗)でないこと。ただし、大型店舗への入居により営業するものを除く。 (3)フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 (4)納期の到来した町税等を完納しているものであること。 (5)営業開始後、まさか商工会の会員となること。 (6)まさか商工会の経営指導を受けている又は受けている意思があること。 (7)事業の種類に応じ、要件を満たすこと。	起業に係る対象経費(新築・改修に係る工事費(町内業者による施工に限る)、登記費用及び広告宣伝費)の1/2以内(上限100万円)	
就農	就業奨励金支給事業	町内において、新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていく方に対して、奨励金を支給する。	奨励金5万円	
	借家住宅助成金	町内において就農及び就農を目指す認定農業者(勝央町内の農家の子弟以外の方)で、町内にて農業実務研修を受ける方に家賃の一部を助成する。	月額 賃借料の2分の1以内又は20,000円のいずれか低い額(2年間に限る)	
	木造住宅普及促進事業補助金	勝央町への定住の促進と岡山県産材の利用促進を図るために、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」とは別に補助金を交付。 ○対象となる住宅の条件 ・勝央町内に居住するために新築される1戸建て木造住宅で延床面積66m <sup>2</sup> 以上の住宅(建売住宅を含む。) ・主要構造部材に県産乾燥材を8立方以上または県産森林認証材を4立方以上使用する住宅	・新築1戸あたり20万円、ただし、町内施工業者が施工する特定住宅については30万円	

	<p>勝央町の定住人口の増加と地域経済の活性化図るため、町内に新築住宅を完成させた方または購入された方を対象に補助金を交付。</p> <p>○ 補助対象となる住宅      ・台所、玄関、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、町内に自ら居住するために建築される1戸建て住宅(延床面積66平方メートル以上の住宅で、建売住宅を含む。)      ※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象となりません。      ・まだ人の居住の用に供したことのない住宅(建設工事の完了日から起算して一年を経過したものを除く。)</p> <p>○ 補助対象となる方      次の①～③のすべてに該当する方。      ① 町内に自ら居住するための新築住宅を完成させた方、または購入した方      ② 新築または購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある方(生活の本拠とする方に限ります。)      ③ 勝央町税及び上下水道料金に未納がない方</p> <p>申請期限：新築した住宅の所有権保存登記または移転登記の日から起算して6ヶ月以内に申請書を提出</p>	<p>① 町外在住の方…1戸あたり20万円      (勝央町の住民基本台帳に登録されてから6ヶ月以内であり、かつ、その前日から起算して過去3年以上連続して他の市町村の住民基本台帳に登録されていた方)</p> <p>② 町内在住の方…1戸あたり10万円      (①に該当しない方)</p>
住宅	<p>①勝央町に5年以上暮らすために空き家を購入若しくは賃借または無償で使用する人であって、次の全てに該当する人      ア)生来町外に居住し、本町に定住の意思をもって移住しようとする人      または移住後3を経過しない人      イ)移住する世帯の世帯主は65歳以下の人であること</p> <p>② 5年以上賃貸または無償で①のア)、イ)すべてに該当する移住者へ使用させる空き家を所有する人</p> <p>※ただし、勝央町空き家バンク制度登録者に限る。</p>	<p>【改修】      ◇補助対象改修経費の総額に3分の1を乗じて得た額      ◆補助金10万円から70万円以内      ・改修工事費にともなう補助金上限50万円      ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり      加算10万円      ⇒ただし、工事費の額と補助金合計の額の      いざれか低い額      ◇町内の建築業者(個人事業主含む)が対象工事の施工業者であること      ◆賃借等の契約成立後、6ヶ月以内に着手する工事であること      ◇空き家の居住用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るものを除く)に�機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること  <p>【購入】      ◇補助対象購入経費の総額(含む土地代)      に2分の1を乗じて得た額      ◆補助金20万円から100万円以内      ・購入費にともなう補助金上限80万円      ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり      加算10万円      ⇒ただし、購入費の額と補助金合計の額の      いざれか低い額</p> </p>
	<p>勝央町内に所在する空き家の有効活用による定住促進及び流通の活性化を図るため、空き家に放置された家財道具等の処分に要する経費に対し交付する。</p> <p>○対象となる空き家      勝央町空き家情報バンク制度に登録された空き家</p> <p>○対象者      空き家所有者      空き家所有者と売買契約又は賃貸借契約もしくは使用貸借契約を締結した利用者</p> <p>○補助対象経費      1.指定ごみ袋の購入費      2.家電リサイクル料金      3.津山圏域クリーンセンターに直接搬入して処分する手数料      4.家財道具等の運搬に要する費用      5.勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して家財道具等を処分するためには要する費用      6.その他事前協議で必要と認められた経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内      上限10万円</p>
	<p>誕生祝い金</p> <p>出生届出時に申請・支給します。</p> <p>○ 対象者      子の出生届のあった父または母(勝央町に6か月以上在住していることが要件)</p>	<p>出産祝い金3万円</p>

子育て	誕生祝い指定ゴミ袋プレゼント事業	出生届出時に支給します。 ○対象者 勝央町に居住する方で、平成28年4月1日以降に出生した新生児の保護者	10枚(450)入りを12セット支給
	乳幼児・児童生徒医療費補助	乳幼児及び児童生徒の健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的に、小児医療費の助成を実施。 ○対象者 勝央町に居住する0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者	医療費自己負担分が無料。
	チャイルドシート推進助成制度	チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守り、交通事故の軽減を図ることを目的に、チャイルドシート購入費の助成を実施。 ○対象者 勝央町に居住する3歳以下の乳幼児のいる世帯主	上限1万円(1世帯1回限り)
	勝央中学校自転車購入助成金	生徒の体力向上とともに自転車通学の推進を図ることを目的に、通学自転車の購入助成を実施。 ○対象者 勝央町立勝央中学校に在籍する生徒	在籍中1度のみ、生徒1人の申請につき上限1万円を支給
	勝央町運転不安解消事業	都市部と比較し公共交通手段のことへの不安解消と定住者が車を使って不安なく生活できるよう図ることを目的として、町内の自動車学校が行う「ペーパードライバー講習」の受講料の一部を助成します。 ○対象者(下記要件を全て満たす方) (1)助成金申込日に町内に住所があり、かつ町内に居住している方。 (2)都道府県公安委員会交付の有効な自動車運転免許証を有する方。 (3)申込において満65歳未満の方。 (4)町内にある自動車学校でのペーパードライバー講習を受講している方。 (5)過去に本助成金の交付を受けていない方。	町内の自動車学校が実施する「ペーパードライバー講習」受講料の1/2(上限5時限分)を助成。
その他	地域アドバイザー設置事業	勝央町への移住希望者に必要な支援を行うことにより、移住希望者の不安を払拭し、勝央町への移住を促進することを目的として、地域アドバイザーを設置する。 ○対象者 勝央町へ移住を希望する方 ※地域アドバイザーへの相談や助言を希望する方は、勝央町役場総務部元気なまち推進室(電話:0868-38-3111)までお問い合わせください。	移住に関する相談や勝央町空き家バンク登録物件見学の際の案内及び助言。または、移住後の地域行事等
	保育園・小中学校給食のアレルギー対応	【対応可否】 対応可 【受付区分】 隨時申請受付可	アレルギー源の除去もしくは代替食にて対応。
	地域企業説明会等参加助成金	津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)企業への就職を支援することにより、圏域内への移住を促進し、定住化及び地域の活性化を図るため、圏域企業を対象とした就職活動に係る、交通費の助成を行います。  【対象者】 次のすべてを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等 ①県外に居住している者 ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者、父母、祖父母が居住している者 ③就活学生登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学に在籍している者(既卒3年以内の者においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業している者)	助成金(上限20,000円)、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した額の2分の1、一人当たり、一会计年度につき2回まで。

	<p>IJUターン就職活動助成金</p> <p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の企業面接に参加するために必要な交通費を助成します。</p> <p><b>【対象者】</b> 以下のすべての要件を満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く。)が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①津山圏域への移住を希望する者</li> <li>②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者</li> <li>③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者</li> <li>④企業面接時に、県外に住所を有する者</li> </ul>	<p>助成金(上限20,000円)、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した額の2分の1、一人当たり、2回まで。</p>
勝央町光ブロードバンド基盤整備費補助事業	<p>光インターネット回線の開通工事に係る諸費用を補助します。(町内全域光ブロードバンド整備済)</p> <p><b>【補助対象者】</b> 令和2年4月1日以降に町内の住宅、事業所等に光回線の引き込みに係る工事を行った個人や法人等</p> <p><b>【補助対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①光ケーブル敷設工事費用及びその契約諸費用</li> <li>②工事に付随したWi-Fiルーター等のインターネット接続に必要な機器購入費</li> </ul>	補助金額上限30,000円

市町村名	奈義町													
	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報 うち空き家情報システム利用
情報企画課		東京11月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	
未定	未定								○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	情報企画課	長田 幹	0868-36-4126

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
			令和2年度	空家の一部		4	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
----------

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	奈義町起業者支援事業交付金	1.町内で事業を営む個人または法人が、町内において新たに法人を設立し、当該設立された法人が事業を開始する場合 2.町内の個人又は法人が、現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、町内において法人を設立し、新たな事業を開始する場合	事業の用に供する施設の新設又は改修及び備品購入に要する経費 対象事業経費の1/2(上限100万円)
就農	奈義町農林業振興事業費補助金	就業奨励金 町内で新たに就農した39歳以下の者	就業奨励金 1人あたり10万円
	農業次世代人材投資資金	地域の人・農地プランに位置づけられている原則49歳未満の独立・自立就農者	年間最大150万円
住宅	空家対策事業補助金	町内に所在する空家の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化を図るため、空家の売主、買主に補助金を交付。 (対象者) 町内に定住するため、空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)を購入する者 空家を売却するため、その空家の家財を整理する空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)の所有者	○空家購入補助金 対象経費の2分の1(限度額500,000円) 空き家購入後に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。(限度額500,000円) ○家財整理補助金 対象経費の2分の1(限度額200,000円)
	新築住宅普及促進事業補助金	町内に住宅を新築し、居住する方に補助金を交付	町内に建築する住宅20万円 町内の施行業者により建築する住宅30万円 建築する住宅に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。(限度額500,000円)
子育て	出産祝い金	出生児の養育者で奈義町に定住している方。ただし町税等に未納がないこと	お子様のご誕生1人につき10万円
	在宅育児支援手当	子育て支援の一環として家庭保育を支援することを目的に手当を支給する制度 満7ヵ月児から満4歳(満4歳になった後の最初の3月31日までの)児童で保育園等に入園していない児童を養育している方	対象児童1人につき、月額1.5万円を支給 原則として、毎年5月、9月、1月に、それぞれの前々月分までの手当を支給
	やすらぎ福祉年金	中学3年生までの子どもを養育しているひとり親の方に交付	月額4,500円(年額54,000円) 第2子以降は、一人ごとに月額2,250円(年額27,000円)が加算 3月、7月、11月にそれぞれ支給
	高等学校等就学支援金	子育て支援の充実を図るために、高等学校の就学に要する学費及び通学費の一部助成を含めた、就学支援金を支給 奈義町に住所を有する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給	生徒1人に年額13万5千円を3年を限度として支給
	奈義町育英金貸与制度	勉学意欲があらわながら経済的理由により就学が困難な大学生等に対し、育英金の貸付を行っている 貸与する学生の主たる学資負担者が奈義町内に在住し、学資の支弁が困難であると認められること	無利子であり、また貸与後に奈義町に一定期間在住した場合は一部返済が免除される年額36万円
その他			

市町村名	西粟倉村														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーア		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家情報システム利用
総務企画課		/	/	/	/	/	/	/	○		○	○	○	○	うち空き家情報システム利用

1 移住相談窓口	担当部課 総務企画課	担当者名 大室 裕史	連絡先 0868-79-2111
----------	---------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーオの概要】
---------------	-----------

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	起業支援	<p>創業・起業支援 (創業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業支援窓口の設置</li> <li>・創業支援機関との連携(商工会、金融機関等)</li> <li>・全般的な創業者支援</li> <li>・募集、定住支援</li> <li>・インキュベーションスペースの設置</li> </ul> <p>(起業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起業計画募集</li> <li>・選考(最終計画)</li> <li>・起業を行う者としての地域おこし協力隊としての採用</li> </ul>	<p>地域おこし協力隊 人件費 月額 最大 24万円 活動費 年間 最大192万円</p> <p>正式には採用時点で決定する。</p>
就農			
住宅	空き家改修事業補助	<p>移住者・Uターン者用の住宅確保対策の一つとして、空き家改修事業補助金で空き家の改修を行う。所有者と村が契約、村と利用者が契約することで貸す方も借りる方も安心して利用することが出来る。</p> <p>○対象者 空き家所有者</p>	<p>①村補助で改修を行い賃貸物件として活用 ①-1 改修費・片付け費補助 最大145万円 (躯体・上下水道設備改修70万円以内、造作・付帯設備改修及び片付け45万円以内、下水道整備30万円以内) ①-2 改修のための調査設計費補助 ①-1 の補助額の10分の1以内 ①-3 所有者と改修事業者との仲介費用補助 最大2万円 ②管理することが難しい建物・土地を村へ寄附 ②-1 片付け・清掃費補助 最大45万円 ②-2 建物除去費補助 最大100万円 ①、②ともそれぞれに別途条件有。</p>
子育て	保育園	<p>「子どもが元気にのびのびと育つ西粟倉村」をめざし、保育園の保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。 ○対象児 6ヶ月以上の0歳児～2歳児(定員有り)</p>	<p>保育園微収金基準額表の所得条件等により、0円～14,000円 第2子 半額 第3子以降 無償</p>
	放課後児童クラブ	<p>「子どもが元気にのびのびと育つ西粟倉村」をめざし、放課後児童クラブの保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。 ○対象児 1年生～6年生</p>	<p>登録通常 3,000円／月 学校休日、長期休業中は利用日数につき、300円加算 他の利用方法についてはホームページ参照</p>
	高校就学支援	<p>子育て支援の一貫として、高等学校等への就学に要する学費及び通学費を助成するため、就学支援金を支給します。 ○対象者 西粟倉村に住所を有し生活の拠点として在住する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給します。</p>	<p>生徒一人に月額20,000円、3年を限度として支給します。(年2回支給)</p>
その他	低炭素なむらづくり推進施設設置補助金	新エネルギーと省エネルギーを活用し、皆さんの住環境の整備を積極的に支援し、家庭における二酸化炭素の排出削減に向けた取組を進めます。地球環境の保全と環境保全意識の高揚を図りながら低炭素社会の実現に向け環境に調和したむらづくりを行います。	住宅用太陽光発電施設・薪・ペレットストーブなど、16項目についての補助 詳しくは、ホームページ参照
	保育園・幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応		入学前申請要。アレルギー源の除去のみ、代替食有

市町村名	久米南町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家情報システム利用 うち空き家情報システム利用
産業振興課	○	○					未定	未定		○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口	担当部課 産業振興課	担当者名 片山 晋也	連絡先 086-728-2134
----------	---------------	---------------	---------------------

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先		
			主な業務				

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーオの概要】  ①体験ツアー 日程：未定 参加者：10人程度 内容：未定  ②オーダーメイドツアー 1組限定で希望者の要望（就農・住宅・子育てなど）に応じたツアーを実施。
---------------	--

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等			
起業	起業家支援事業補助金	町内に所在する空き店舗等の有効活用を図り、本町における就業機会の拡大を図るため、起業整備に要する費用の一部を助成。 ○対象経費 ・簡易水道及び公共下水道への接続工事に要する費用 ・情報通信基盤施設への接続に要する費用 ・その他、町長が補助することが適当と認める屋内及び屋外の改修に要する費用 ただし、備品購入費は除く。	補助対象経費の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限200万円)。
就農	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者を支援するため、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ○対象者 ①将来にわたり事業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ②年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ③過去に就業奨励金(岡山県就農奨励金を含む。)の支給を受けたことがないもの。	奨励金(10万円)を支給する。
	就農促進トータルサポート事業助成金	町内で農業実務研修を実施する事業主体に対して、研修生に支給する研修費を助成する。  農業実務研修終了後1年以内に町内に就農した新規就農者又は、農業実務研修等研修生であって町内に就農することが確実と見込まれるものに対して、農地の賃料や施設の修繕費用等を、1年に限り助成する。	【農業実務研修事業】 研修生に支給する研修費の2/3(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限年額100万円)  【農地確保応援事業助成金】 次の費用合計額(上限10a当たり10万円)の5割 ①農地の賃料 ②土づくりに要する資材代 【空き家等借入応援事業助成金】 空き家等の賃借料(上限年額72万円)の5割 【農業施設等整備支援事業助成金】 中古農業機械や施設等の修繕費用(上限90万円)の5割
	農地流動化推進事業	農用地の流動化による経営規模の拡大と低コストの農業経営を推進するとともに、荒廃地を防止するために、利用権設定を受けた者に対し、契約の初年度のみ補助金を交付する。 ○対象者 次のいずれの条件にも該当する者。 ①町内に住所を有する者。 ②町内の農地の契約であること。 ③農家経営における農地面積が、権利設定後50a以上を耕作している者。 ④米穀の需給調整の目標に沿って生産していること。 ⑤借りた農地を保全管理(休耕)していない者。 ※ただし、いつでも耕作できる状態に維持管理している者は除く	賃貸借契約の場合 【認定農業者及びこれに準ずる農業者】 契約年数3年以上6年未満の者:10,000円/10a 契約年数6年以上の者:14,000円/10a  【上記以外の農業者で、人・農地プランにおける中心経営体に位置づけられる者】 契約年数3年以上6年未満の者:8,000円/10a 契約年数6年以上の者:12,000円/10a  ※使用賃借契約の場合は補助額が上記の1/3以内
住宅	分譲宅地購入助成金	町分譲宅地への定住促進のため、分譲宅地を購入した者に対し助成金を交付。	50万円を助成。

	早期定住促進助成金	町分譲宅地への定住促進のため、下記の要件を全て満たす者に予算の範囲内で助成金を交付。 ○対象者 ①分譲宅地の引渡し3年内に自ら居住する住宅を建築すること ②住民基本台帳に記録されていること	分譲価格の1割を助成。
	木で家づくり推進事業補助金	県産材の利用促進と町への定住人口増加のため町内に住宅を建築する者へ補助金を交付。 ○対象者 ①町内に自ら居住するために新築される一戸建て住宅を取得する者 ②町が分譲する土地に建設する場合は加算する	25万円助成。町分譲地の場合はさらに25万円を加算して助成。
	空き家活用促進事業補助金	町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、下記の補助対象経費にかかる費用の一部を補助する。 ○補助対象経費 ①台所、トイレ及び風呂の改修費用 ②簡易水道及び公共下水道への接続に要する費用 ③前2号に掲げるもののほか、町長が補助することが適当と認める敷地内の改修に要する費用 ※ただし、畳替え、襖又は障子の張り替え、ガラスの入れ替え等簡単な改修に要する費用は除く  ○対象者 ①空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する入居者 ②空き家を入居者に賃貸又は無償で使用させる所有者	【改修】 空き家改修費用の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限50万円) ただし申請時に入居者が以下の要件のいずれかに該当する場合は、上限額さらに100万円を追加する。 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること  【購入】 空き家購入費用の4割(上限20万円)
	民間賃貸住宅賃助成金	豊かで明るく活力に満ちた地域社会をつくるため、町内の民間賃貸住宅に居住する者に家賃の一部を助成。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること	月額家賃(住宅手当等を差し引く)の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし15,000円を限度とする。支給期間60ヶ月を限度。 なお、月額家賃は、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃料と認められないものを除く。
	若者住宅補助金	若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築、改修する者に対し、これに要する費用の一部を補助。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者があること ④満55歳未満の新規就農者であること	新築 50万円 改築 住宅の改修費用額の4割(上限20万円) ※居住者の2親等以内の者が所有する住宅。
	空き家提供促進事業補助金	住環境の再整備や空き家バンク制度の利用増加を目的として、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する費用等の一部を補助。 ○対象者及び要件 ①空き家の所有者であること ②町のホームページにおいて2年以上空き家情報を掲載すること。 ○対象経費 ①空き家に残存する家財道具等の処分・搬出及び屋内外の清掃費用。 ②空き家の軽微な改修に要する費用。	補助対象経費の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限10万円)
子育て	子ども医療費	18歳までの医療費の自己負担分を町が給付します。 ○対象者 18歳までの子ども(18歳になった年度の3月31日まで) ただし、本人が社会保険等を持つたり、結婚をした場合は対象から省かれます。	保険給付の対象となる医療費の自己負担分を現物給付(「子ども医療費受給資格者証」を医療機関の窓口で提示)
	すこやかエンゼル祝金(出生祝金)	子どもの出生にあたり、定住の意思を持ち、1年以上町内に居住する方に、祝金を交付	支給額 第1子:3万円 第2子:5万円 第3子以降:10万円
	カッピー子育て支援金(入学・卒業時の子育て支援金)	町内の小中学校へ入学する場合、また町内の中学校を卒業する場合(一部条件あり)に支援金を支給します。	支給額 小学校入学:3万円 中学校入学:5万円 中学校卒業:7万円
その他	おかやま縁むすびネット入会登録料助成制度(結婚支援)	町内の20歳以上の独身男女が、おかやま縁むすびネットの会員登録を行う場合、登録料の全額を助成します。	助成額 1万円(2年間)
	アレルギー除去	入園(入学)前申請要	保育園:完全除去対応 小中学校:特定原材料7品目完全除去対応

市町村名	美咲町													
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他
地域みらい課	○		○	○					○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	地域みらい課	梶尾大輔	0868-66-1191

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先
			空き家対策推進員	岡 晋作	0868-66-1191
			主な業務	・空き家等情報バンクの管理業務 ・空き家の紹介、相談、現地案内業務 ・移住に関する相談業務	

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
			H26	一戸建て	日	5件	0

4 市町村主催の体験ツアー 【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し暮らし住宅	目的: 移住希望者等に一定期間、生活体験ができる場を提供することを以って移住・定住を推進すること。 対象者: 美咲町空家等情報バンク登録者 要件等: 2日から14日の期間、1日1,000円	・空家、町内の紹介等	
起業	美咲町空き店舗等活用事業	目的: 町内にある空き店舗等を活用して、商業及び地域コミュニティの活性化を図る。 対象者: 町内にある空き店舗等を活用して開業する者。	・対象経費(改装工事費の10分の8)の2分の1 50万円上限	
就農	美咲町就農奨励金支給事業	目的: 町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を継続し、自信と誇りをもった農業経営を確立するとともに、地域農業発展の中核者として育成する。 対象: (1)将来にわたり、専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有する。(2)年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下である者。(3)過去に就農奨励金の交付を受けたことがない者。	【後継ぎ型】 ...50,000円 【経営分離独立型】 ...50,000円 【新規参入型】 ...50,000円	
住宅	美咲町空家等情報バンク	目的: 美咲町における空家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図る。 対象者: 空家等の所有者及び利用希望者		
	美咲町空家活用定住促進事業	目的: 空家物件の活用を促進し、本町への移住者及び定住人口の増加を図る。	①購入費補助: 対象経費の5分の1以内、上限30万円 ②改修費補助: 対象経費の3分の2以内、上限60万円(町内事業者を利用した場合上限100万、自己で改修する場合、原材料費の5分の4以内) ③引越し支援助成: 対象経費の2分の1、上限10万円 ④片付け支援助成: 対象経費の2分の1、上限10万円	
子育て	子育て支援プラン	子どものライフステージにあわせた各種支援	・妊娠期のタクシー利用料金助成 ・出産祝金 ・育児支援手当 ・通学経費補助 ・子ども医療費給付 ・多子家庭水道基本料助成 等	
その他				

市町村名	吉備中央町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアーアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 11月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し住宅等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供 うち空き家情報システム利用
定住促進課	○	○	○	○	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	/

## 1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
定住促進課	吉延 夏実	0867-34-1116

## 2 移住専門相談員の有無

(有)・無

名称	氏名	連絡先
imakibi (イマキビ)	井上 ゆき美	050-3573-3646
主な業務	- 移住者相談対応 - 空き家案内 - 交流会開催 等	

## 3 お試し住宅の有無

(有)・無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
H27	2戸	1か月単位 (継続6か月)	4件	1件

## 4 市町村主催の体験ツアーアー

## 【ツアーオの概要】

なし

## 5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し住宅等	お試し暮らし住宅制度	町内へ移住を検討されている家族等に町内の風土や日常生活を体感できる住宅を提供しています。  ●概 要: 木造平屋建 1棟2戸 ※1号・2号共通3DK(約62m <sup>2</sup> ) ●場 所: 吉備中央町田土2695 ●利 用期間: 1か月から6か月以内(特別な場合は延長の可能性有) ●設 備: 駐車場各戸1台、必要最低限の家電、家具等設置	●使用料月額: 10,000円 ※光熱水費など必要な経費は利用者負担
	お試し暮らし支援事業補助金	町内への移住を希望される方が移住活動を行うために、町内の施設に宿泊する場合等にかかる費用を補助しています。  ●対象経費: 宿泊した期間の基本宿泊料金(食事料金等は除く)	●金額 対象経費から1,000円/泊を控除した額 (上限7泊分)
起業	創業支援事業補助金	町内において新たに創業する小規模事業者に対し、事業開始に係る費用の一部を補助しています。  ●対象者 ・町内に主たる事業所を置いて、小規模事業者として創業する者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・吉備中央町商工会の指導を受けた事業計画を作成していること ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと  ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金額 一般創業事業 补助対象額の2分の1以内 移住創業事業 补助対象額の3分の2以内 (上限100万円)
	事業継承支援補助金	町内で事業継承する後継者となる小規模事業者に対し、事業継承時に係る費用の一部を補助しています。  ●対象者 ・小規模事業者である者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと  ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金額 一般事業継承 补助対象額の2分の1以内 移住事業継承 补助対象額の3分の2以内 (上限50万円。ただし、従業員が継承する場合は、20万円限度)

	<p>新たに農家民宿を開業する方へ開業開始に係る費用の一部を補助しています。</p> <p>●対象者 ・町内に住所を置き、町内で農家民宿等を開業する人、目指す人で、町税等の滞納の無い者 ・農家民宿推進協議会に加盟する者 ・簡易宿所若しくは旅館の営業許可を得た、又は得る予定の者</p> <p>●対象事業 ・簡易宿所又は飲食店の営業許可取得に必要な施設の整備や家屋等の改修等 ・客室のほか、便所、浴室、廊下等共有場所の改修 ・農家民宿で共通して設置している釜の整備</p>	●金額 対象経費の1/2以内の額(上限50万円)
就農	<p>1か月間の体験研修を終了後、農業公社において2年間の実務研修(栽培管理技術の習得等)を受けることができます。</p> <p>●対象:ピオーネ ●要件:自己資金を有し、将来にわたって専業で農業経営を行う55歳未満の方(新規就農者育成総合対策(就農準備資金)受給者は、就農後5年以内に認定就農者になることが必要) ●住居:研修期間中は、月額1万円の新規就農者用住宅有り</p>	●研修費 月額 150,000円(年額180万円)を最長2年間支給
住宅	<p>吉備中央町への若者の定住を促進し、明るく活気にあふれる町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付しています。 ◇住宅取得奨励金 町内に住宅を新築し、定住の意思を持って居住される方に奨励金を交付しています。</p> <p>●対象者 ・申請時の年齢が50歳以下で、以下のいずれかに該当される方 ・分譲地に住宅を新築された方 ・分譲地以外の町内に住宅を新築された子育て世帯又は婚姻後10年以内の夫婦 ●要件 ・令和2年4月1日から令和7年3月31までの間に、自らが居住するための住宅(玄関、台所、便所、浴室、居室等を完備)を新築された方 ・対象住宅の延べ床面積が50m<sup>2</sup>以上 * 分譲地…吉備高原都市住区又はハートフルタウン</p> <p>◇民間賃貸住宅入居奨励金 町内の民間賃貸住宅に定住の意思を持って居住する場合に奨励金を交付しています。</p> <p>●対象者 ・子育て世帯…中学生以下の子どもを養育する親がいる世帯 ・新婚世帯…夫婦いずれかが40歳以下、婚姻日から1年以内の世帯 ●要件 ・令和2年4月1日から令和7年3月31までの間に民間賃貸住宅(一般的な住宅等除く)の賃貸借契約を締結 ・契約期間が1年以上</p>	<p>●金額 ・分譲地に新築した場合…70万円 ・分譲地以外の町内に新築した場合…50万円 (併用住宅・共有名義の場合) 基本額に居住用部分の面積割合、申請者の持分割合を乗じた額(1千円未満切捨て) * 子育て世帯又は婚姻後10年以内の夫婦が分譲地に新築した場合は基本額に20万円を加算</p> <p>●金額 家賃3ヶ月分の金額 (上限24万円)</p>
空き家リフォーム事業補助金	<p>空き家(居住の用に供する部分)のリフォーム(機能向上のための修繕工事及び設備改善)にかかる費用を補助しています。</p> <p>●要件 ・町内の建築業者等が主たる施工業者(元請業者)であること ・事前申請(空き家の購入又は賃貸契約後、6ヶ月以内に申請すること) ・対象工事に要する経費が30万円以上</p>	●金額 対象経費の3/10以内(上限50万円)
住宅リフォーム事業費補助金	<p>町内に住所を有する者等が自己所有し、居住(予定含む)する住宅等の居住部分の改築にかかる費用を補助しています。</p> <p>●対象者 ・吉備中央町に住所を有する者 ・納期の到来した町税等を完納している者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・過去においてこの補助金の交付を受けていない者 ●要件 ・補助対象者が現に所有し、かつ居住している、又はリフォーム完了後3か月以内に居住する予定の住宅であること。 ・店舗等との併用住宅は、居住部分であること ・台所、浴室、便所の全ての設備があること、又はリフォーム後設けること ・過去10年以内においてこの補助金の交付を受けていない住宅であること ・補助対象経費の総額が20万円以上であること ・町内に本社がある法人、または町内に住所がある個人の建築業者が主たる施工業者であること (町外業者への下請け割合が50%を超えていないこと)</p>	●金額 対象経費の1/10以内(上限20万円)
空き家片付け事業補助金	<p>空き家バンクに物件登録している空き家(登録物件)の片付けを行際における費用を補助しています。</p> <p>●対象経費 ・空き家の片付けに要する経費(消耗品費、燃料費、手数料、委託料、使用料等) ※事前申請(交付決定前に実施した事業は対象となりません) ※店舗や事業等の用途に係るものと除きます。</p>	●金額 対象経費の1/2以内(上限20万円)

	宅地分譲購入補助金	<p>住宅を新築する目的でハートフルタウン分譲地を購入した方に補助金を交付しています。※住宅取得奨励金と重複不可</p> <p>●要件 ・延べ床面積が50m<sup>2</sup>以上の住宅 ・分譲後3年以内に住宅の建築に着手</p>	<p>●金額 分譲価格に 30%を乗じて得た額(1,000円未満切捨)</p>
子育て	小児等医療費助成制度	<p>子どもを健全に育成するため対象者の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成しています。</p> <p>●対象者 0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方 (婚姻している方、社会保険加入者本人を除く)</p>	<p>※対象の方は、原則として無料で保険診療が受けられます。</p>
	子育て世帯応援金	<p>子育てを地域全体で応援しています。子ども達の健やかな成長を願い、出産、育児に係る応援金を支給しています。</p> <p>●対象者 町内に居住し、住民登録がある方で、出産後も新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意志をお持ちの方</p>	<p>●金額 ・第1子…100万円 (出生時:30万円、3歳誕生日:20万円、小学校入学時:50万円) ・第2子以降…30万円</p>
	高校生通学費等補助金	<p>高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るために、通学費等にかかる費用を補助しています。</p> <p>●対象経費 ・バス、電車通学費補助金 　通学する高等学校等までの区間のバス通学定期券、バスカード、回数券又は電車通学定期券の購入費用(交通系ICカードへのチャージ利用を含む。) ・寮費補助金 　通学する高等学校等が設置する寮の費用 ・アパート等賃貸費補助金 　通学を目的として、アパート等を借りている場合の賃貸費用  * 通学する高等学校等までの間を路線バス又は電車で通学することができない場合に限る。</p>	<p>●金額 ・バス、電車通学費補助金 定期券等購入費用の1/2の額(100円未満切捨) ・寮費補助金 寮の費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限5,000円/月 ・アパート等賃貸費補助金 アパート等の賃貸費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限5,000円/月</p>
	町営塾(Kii+ キイト)	<p>中学生を対象に基礎学力の向上等を目的として公営塾を開設しています。</p> <p>●教 科:英語、数学 ●開催日時:月曜日から金曜日 16時から ※部活動がある場合、夏18時から(冬17時から)(水曜日のみ16時から)</p>	<p>●料金 1、2年生(週1回) 1,500円/月額 3年生(週2回) 3,000円/月額</p>
	育英資金(奨学金)貸付	<p>町内に在住し、勉強意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な学生に対して無利子で奨学金の貸付を行っています。 ※ただし、選考基準があります。</p>	<p>●貸付額 高等学校等 奨学金 (学 費) 月額 20,000円 (通学費) 月額 15,000円 その他(大学等)奨学金 (学 費) 月額 30,000円</p>